

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成24年11月15日

摂津市議会

目 次

建設常任委員会

11月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
認定第5号の審査	2
補足説明（土木下水道部長） 質疑（原田平委員、山本靖一委員、村上英明委員）	
認定第2号の審査	20
補足説明（水道部長） 質疑（原田平委員、山本靖一委員）	
採決	41
所管事務調査について	41
閉会の宣告	41

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成24年11月15日(木) 午前10時 開会
午後3時29分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 野原 修 副委員長 村上英明 委員 山本靖一
委員 木村勝彦 委員 原田 平

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
都市整備部長 吉田和生
土木下水道部長 藤井義己 同部次長兼下水道事業課長 山口繁
同部参事兼下水道業務課長 石川裕司
下水道事業課長代理 樫本宏充
水道部長 宮川茂行 同部次長兼工務課長兼浄水課長 渡辺勝彦
同部参事兼総務課長 豊田拓夫 同部参事 池上敦実 営業課長 小明哲也
工務課長代理 末永利彦

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 田村信也

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第5号 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第2号 平成23年度摂津市水道事業会計決算認定の件
所管事務調査について

(午前10時 開会)

○野原修委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、山本委員を指名します。

認定第5号の審査を行います。

補足説明を求めます。

藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、認定第5号、平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

決算事項別明細書に従いまして、歳入から説明をさせていただきます。

特別会計決算書の74ページをお開き願います。

款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、公債費負担金は、吹田市及び茨木市の下水が本市の公共下水道管に流入していることから、当該公共下水道管の建設費に係る起債の償還に合わせ、両市より負担金を収入しているものでございます。

目2、受益者負担金は、公共下水道の供用開始面積に応じまして、賦課徴収する負担金でございます。なお、不納欠損額は、時効などにより債権が消滅したものでございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料は、下水道使用料及び下水道敷地占有料でございます。なお、不納欠損額は、時効などにより債権が消滅したものでございます。

項2、手数料、目1、下水道手数料は、指定工事店登録手数料、責任技術者登録手数料及び水路敷地境界明示手数料でございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、目1、下水道事業費国庫補助金は、社会

資本整備総合交付金でございます。

款4、繰入金、項1、目1、一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。

款5、諸収入、項1、資金貸付金返還収入、目1、水洗便所改造資金貸付金返還収入は、水洗便所改造資金貸付による返還金でございます。

項2、目1、雑入は、下水道工事共通仕様書売却収入及び安威川流域下水道負担金精算返戻金でございます。

76ページをお開き願います。

款6、項1、市債、目1、下水道債は、公共下水道事業債、流域下水道事業債及び資本費平準化債でございます。なお、借入先につきましては、公共下水道事業債及び流域下水道事業債は財務省、資本費平準化債は銀行及び生命保険会社となっております。詳細につきましては、決算概要の232ページから233ページに記載いたしておりますのでご参照願います。

以上が、歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

詳細につきましては、決算概要の236ページから241ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

78ページをお開き願います。

款1、下水道費、項1、目1、下水道総務費につきましては、執行率91.1パーセントでございます。

主な内容といたしましては、節2、給料から節4、共済費までは、下水道業務課及び下水道事業課職員8名と短時間勤務職員1名の人件費でございます。

節13、委託料は、パソコン保守委託料でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、

日本下水道協会、日本下水道事業団などに対する負担金でございます。

節 27、公課費は、消費税及び地方消費税でございます。

項 2、下水道事業費、目 1、下水道管理費につきましては、執行率 97.1 パーセントでございます。

主な内容といたしましては、節 8、報償費は、受益者負担金の納付に係る前納報奨金でございます。

節 11、需用費は、下水道施設の維持管理に係る光熱水費、修繕料等でございます。

節 12、役務費は、ポンプ場等の維持管理に係る通信運搬費と、下水道施設及び公用車の保険料でございます。

80 ページをお開き願います。

節 13、委託料は下水道使用料徴収事務委託料及び下水道施設の維持管理に係る委託料でございます。なお、委託内容の詳細につきましては、事務報告書の 237 ページと 244 ページから 248 ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

節 16、原材料費は、マンホール蓋等の材料費でございます。

節 19、負担金、補助及び交付金は、安威川流域下水道の維持管理に係る負担金と、水洗便所改造費用に対する助成金等でございます。

節 21、貸付金は、水洗便所改造費用に対する貸付金でございます。

目 2、下水道整備費につきましては、執行率 92.4 パーセントでございます。

主な内容といたしましては、節 2、給料から節 4、共済費までは下水道事業課職員 7 名の人件費でございます。

82 ページをお開き願います。

節 11、需用費は、公共下水道整備事業執行に係る設計図書の印刷製本費等で

ございます。

節 13、委託料は、工事設計外委託料及び工事積算システム委託料などがございます。なお、委託内容の詳細につきましては、事務報告書の 249 ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

節 15、工事請負費は、10 件の公共下水道工事等の請負費で、約 1.5 キロメートルの管渠を布設いたしております。なお、工事内容の詳細につきましては、事務報告書の 250 ページから 251 ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

節 19、負担金、補助及び交付金は、安威川流域下水道施設の建設に係ります負担金でございます。

節 22、補償、補填及び賠償金は、公共下水道工事に伴います水道管等の移設費でございます。

款 2、項 1、公債費、目 1、元金につきましては、執行率 99.9 パーセントでございます。その内容といたしましては、節 23、償還金、利子及び割引料は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、公営企業借換債及び資本費平準化債の元金償還金でございます。

目 2、利子につきましては、執行率 99.9 パーセントでございます。その内容といたしましては、節 23、償還金、利子及び割引料は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、公営企業借換債及び資本費平準化債の利子償還金でございます。なお、市債現在高及び償還の状況につきましては、決算概要の 234 ページから 235 ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

款 3、項 1、目 1、予備費は、執行いたしておりません。

款 4、項 1、目 1、繰上充用金の内容

といたしましては、節22、補償、補填及び賠償金は、前年度の歳入不足額を繰上充用金で補填したものでございます。なお、85ページに実質収支に関する内容を記載しておりますのでご参照願います。

以上、平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○野原修委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

原田委員。

○原田平委員 2点にわたって質問いたします。

一つは、歳入の下水道使用料であります。18億1,378万4,030円が収入としてあったわけですが、収入未済額が1億6,491万4,522円あります。約1割が収入未済額ありますが、この現状とこれからの状況をお教え願いたいと思います。

続きまして、歳出であります。以前からご指摘を申し上げておりましたポンプ場の管理事業として、集中管理室維持管理業務委託料として2,205万円の執行であります。この受託業者につきましては、長年にわたりまして摂津市のこの施設を管理いたしております。業者決定については、これまで随意契約から指名競争入札に変わっていったわけですが、依然としてこの業者が受託をしていただいておりますけれども、以前に申し上げておりましたように、今、集中管理室のあり方について、発注時における仕様書の変更、あるいは業務自体の見直しを図るべきだというふうに申しておったんですが、これについて、この平成23年度はどういうふうな取り組みをされたのかお尋ねをいたします。

○野原修委員長 答弁を求めます。

石川参事。

○石川土木下水道部参事 1点目の下水道使用料収入の収入未済額が前年に比べて増加しているという点についてですが、これにつきましては、下水道使用料につきましては、水道部を通じて公共下水道事業特別会計のほうに入ってくるわけですが、平成23年度につきましては、平成23年4月末までに水道部に納入されたものが5月に公共下水道事業特別会計のほうに入ってくると、こういう処理になっているなかで、平成23年4月末がちょうど休日に当たっておりまして、その関係で、本来5月に公共下水道事業特別会計に入ってくるものが、5月に入らずに翌年度に回ってしまったと。こういう事情から、平成23年度につきましては、収入未済額がふえているのものでございます。これにつきましては、今説明いたしましたように、平成24年度の収入として入ってきますので、未済額はふえておりますけれども、大部分については平成24年度に収納されるものと考えております。

○野原修委員長 山口次長。

○山口土木下水道部次長 集中管理室維持管理業務委託料の件でございます。本施設は、浸水を防除する目的のために設置されたものでございまして、降雨に対して万全を期するために集中管理室及び各施設、ゲート、除塵機等25か所の維持管理を行っているものでございまして、平成19年5月に見直しを一度行いまして、再度、平成22年5月に見直しを行っております。

その内容でございますが、年間を通じて24時間の勤務体制で、昼間は2名の体制で、夜間は1名の体制で行っておりまして、また大雨注意報、警報等が発令された場合は2名体制で行っております。

危機管理の観点から、年間を通じて降雨、台風などの緊急事態に備え、24時間体制で臨むようにしております。また、昼間は日常的に各施設を巡回しまして、必要に応じて除塵機の清掃、ゲート等の軽微な点検等を行い、緊急事態に備えておるものでございます。また、当該ゲートの付近の水路内の粗大ごみ等の清掃も行っております。

業務でございますが、平成22年5月1日から平成25年4月30日までの複数年契約で行っております。夜間の土日、祝日、祭日、年末年始に以前は2名体制でございましたが、平成22年度からはそれをやめまして、大雨洪水注意報、警報時のときに2名体制でしております。

委員がおっしゃいました平成23年度の委託内容の、どういうふうを考えているかということでございますけれども、平成22年5月1日から平成25年4月30日までの間の複数年契約しておりますので、今の段階ではその契約内容でいかしてもらいたいと思っております。

ただ、平成25年5月以降からは、新たにまた契約等も発生してまいります。そのときには、今の契約内容等も安全安心を第一に考えながら、人員の配置等も考えてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 訂正なんですけれども、先ほどの収入未済額の大部分が入ってくるというようなことを説明いたしましたけれども、前年度に比べて大きくふえた原因というのは、先ほども申しました事情により翌年度に回ったということございまして、その増加分については本年度の収入ということに入ってまいりますけれども、それ以外の過年度分のものがございまして、そういった

ものについては滞納等の取り組みを進める中で減らしていきたいと考えております。

○野原修委員長 原田委員。

○原田平委員 収入未済額の増加の原因というのはわかったんですが、水道料金と合わせて徴収を委託をしているということでもあります。水道料金ではそんなに滞納は出ていないわけで、なぜ下水道料金だけが出るのかというのは、不思議で仕方がないわけでありまして。やはり、委託をしている限り、その分は納入していただくということが絶対条件だというふうに思っているわけでありまして。納めていただけない場合は停水になるわけです。そうすると、改善をしていただければ、水道を使うことができない。これは、一緒に進んでいるわけです。なぜ、下水道料金だけが、収入未済額があって、不納欠損額が多いのか、それは理解に苦しむわけでありまして。884万1,530円の不納欠損でありますので、5か年であれば約4,000万円の不納欠損が出てくるわけでありまして。これらについて、やはり対応策をとっておかなければ、そのしわ寄せが全て一般の市民の負担にかかわってくるわけです。そういうことで、再度もう少しご説明をいただきたいと思っております。

それと、山口次長、大変ご尽力をいただいて、テレメーターの部分についても非常に経費が安くなりました。当時、約2,000万円かかっていた分が、約450万円で平成23年度は執行されているということございまして。その取り組みは評価をいたしておりますが、この、集中管理室維持管理業務委託については、もう少し大胆に方向転換を考えて、今はアメダス情報が正確に、そして短時間に伝わるようになってきておりますので、

ぜひとも平成25年5月ということではなくして、契約が今、平成23年度の決算ですけれども、平成24年度の契約は25年3月31日で終わるわけです。だから、次の契約の段階で、やはりそのことも踏まえて、平成25年の3月末までに一定の方向を示して、そして平成25年4月1日からの契約に臨むということにさせていただきたいというふうに思うんですけれども、そのお考えをお聞きます。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 下水道使用料の収入未済額が、水道使用料に比べて多いというお問い合わせでございます。水道部のほうは、地方公営企業法適用ということで、調定額を持って収入とされていると。一方、公共下水道事業特別会計につきましても、調定額イコール収入ではございませんで、実際に調定額のうち、その年度内に収納したものが収入額となっておりますので、そういった会計上の違いから未済額についても差があるという認識でございます。

不納欠損額でございますけれども、これにつきましては、平成17年、平成18年と下水道使用料を徴収していなかったという問題から、それ以降、取り組みをしておりますけれども、時効により880万円の不納欠損額のうち、348万円が不納欠損となります。それ以外に、水道部からの報告分といたしまして、535万円の不納欠損となっております。

不納欠損額が多いということから、水道部とともに、その対策をいろいろ協議しております。水道部のほうでは、停水の回数をふやしていただいたり、また催告についても今まで以上に小まめにさせていただいていると。また、土木下水道部としましても、下水道担当のほうで独自に催告等も行ってきたという経過もござ

います。こういった取り組みを今後も継続していくことで、少しでも不納欠損額を減らしたいと考えております。

○野原修委員長 山口次長。

○山口土木下水道部次長 平成25年5月以降、再度、集中管理室維持管理業務委託をいたしますけれども、その見直し等についてお答えします。

今現在、365日24時間、昼間は2名体制で管理させていただいておりますけれども、今後、内部のほうで安全安心をモットーにして、どのように委託内容を変えていくか。例えば、昼2名体制でしておりますけれども、やはり渇水期の場合は1名にできるかもわかりませんし、その辺は内部等で決めて、また予算のときには報告させていただきたいと思っております。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 幾つかお聞きしたいと思えます。決算書68ページから71ページにかけて、歳入は予算現額で57億1,476万6,000円、この金額のうち歳出では、公債費で43億7,748万3,000円、下水道費の予算現額は、13億2,834万1,000円で、完全な維持管理型の状況になってきたというふうに思っているんですが、単年度では約482万2,000円の黒字。実質収支でも188万411円の黒字ということになっています。

こういう状況の中で、第4次行財政改革では、公共料金の値上げというようなことも盛り込まれているわけですが、平成23年度の決算を踏まえて、料金改定などというふうな方向を考えておられるのか、これを聞いておきたいと思えます。

確かに、平成23年度末時点で、まだ414億2,115万1,772円の起債が残っていますから、その解決とい

うふうなことになってるかもしれませんがけれども、しかし、これは平成13年から健全化計画に取り組んできて、これでもう全て解消したということになったわけですから、そういう中で改めてこの料金改定などというのは、今とんでもない話だというふうに私は思っているんですけれど。

大阪広域水道企業団でも水道料金の値下げなどというふうなことも具体的に提起されているわけです。市民の暮らしが大変な状況の中で、この決算の状況の中で、市民負担は考えていないということと言えるのかどうか、そのことについて聞いてみたいと思います。

それから、今、原田委員のほうから質疑がありました下水道使用料の不納欠損の中身です。具体的にお聞きをしたいと思います。平成16年、17年の未徴収事件の関係で348万円、これで5年間ということであれば、平成23年度で未徴収事件の不納欠損が終わりなのかなというふうに思うんですけれども、全体として未徴収分は幾らの金額になったのか聞かせていただきたいと思います。

それから、この未徴収事件を根絶するというようなことを約束されてきたわけですが、その後にも同じような事件が幾つか起こっています。平成23年度はそういうことが起こっていませんでした。いろいろな難しいこともあるかもしれませんが、日常的な業務の中であってはならないことが教訓の中に含まれたと思うんですけれども、そういうことがきちっとやられているかどうかということを確認しておきたいと思います。

それから、歳出で不用額が7,202万5,022円で、当初予算から1億5,038万1,000円の減額補正をされているんですが、この財源調整として繰

り入れを6,168万1,000円、それから市債の返済も5,990万円減らしました。その1億5,038万1,000円について、本来なら一般会計へ戻すということではなしに、400億円を超える借金の返済に全て充てるべきではないかというような思いもするわけです。

私は、一般会計からの補填というのは、少なくとも公共下水道事業特別会計に対して一般会計として背負わなければならない、そういう位置づけできたお金だと思うんです。これを戻すということではなしに、資本費平準化債との関係もあって、随分、公共下水道事業特別会計のほうに借金が膨らんできました。資本費平準化債全体でも90億円近くになってます。借金のためにまた借金をするというような、こういう悪循環をいつか断ち切ると、そういう方針もこの間、持ってきたわけですが、いつの間にか資本費平準化債を毎年出すというような、そんな状況になっているわけですから、これは全額を借金の返済に充てるというのは、一つの考えとしてあるのではないかというふうに思うわけですが、公共下水道事業特別会計としての考え方、母屋の方ばかり慮る答弁がいつも返ってくるわけですが、公共下水道事業特別会計の立場としての考え方を示していただきたいと思います。

それから、平成23年度末で公共下水道の普及率、安威川以南、以北、改めて聞かせていただきたいと思います。東別府地域の整備については、平成23年度から平成25年度の3年間で整備のほうを済ませて、普及率は0.7パーセント程度の増加ということになるのでしょうか。

それから、水洗化率もあわせて、お聞きをしていきたいです。この水洗化率の向上に向けて、どのような取り組

みをされたのか。また、同時にその中で、行き過ぎた働きかけはなかったのか。熱心な余り、非常に厳しい家庭に対して、脅しまがいのことで水洗化してくださいと、こういう言動はなかったかということもあわせて聞いておきたいと思います。

それから、同じことなんですけれども、水洗便所改造助成金について、1件5,000円です。1件5,000円で、決算額35万円ですから、約70件だったと思います。正雀終末処理場の機能停止の件で、今いろいろと頑張ってもらっているんですが、浄化槽も含めて、目標で毎年200キロリットルは減らしていきたいと。これは、浄化槽とくみ取りとが一緒になっているんですけれども、そういうものをできるだけ早くなくしていくというふうなことの中で、この5,000円の助成金で本当にいいのかどうか。これは随分、これまで議論になってきました。実際に、助成された側にとっても、どこに消えたのかわからないというような、そんな金額ですよ。そんなことで、いろいろの間、変遷があったと思うんですけれども、全く考え方に進歩はないのか。先行して受けられた方との整合性の問題もあるかもしれませんが、しかし毎年200キロリットルを目標に減らしていくという考え方の中で、一日も早く全体に負担を軽くする。つまり、A市B町、ここへ持っていくことによって随分お金がかかるわけですから、少しでも減らせばそのお金が減る。全体として、還元できるというふうなことになるわけですから、そういうことの中で、この5,000円がどうなのかというようなことです。ぜひ、教えていただきたいと思います。

それで、次に、81ページです。下水道使用料徴収事務委託料ということで、

これは水道部のほうに3,391万9,714円払っていますけれども、この根拠について教えていただきたいと思います。

それで、この徴収事務を委託していますけれども、その中で、下水道担当部署が必要な情報はどういうふうに得られているのかということを知りたいと思うんです。先ほど滞納の問題が出てきました。水道部のほうでは停水という処理をして、その停水によって、恐らく下水道のほうも使用できないということにつながっていくわけですが、このお金を使って、情報を水道部と下水道担当部署で共有しているというふうには私は認識するわけですが、どの程度、水道部から必要な情報が入っているのか、お聞きをしておきたいと思います。

同じく81ページです。安威川流域下水道維持管理負担金6億1,502万3,218円です。それから、82ページの安威川流域下水道建設負担金9,044万6,434円、これは具体的に摂津市として、どのような提案とか議論とかをされてきたのか。向こうから示された、積算されたお金だけを唯々諾々と支払い続けているということになっていないのか。その中での改善はどういうふうな提案をされてきたのか、議論されてきたのか、いろいろ気になる場所ですから聞いておきたいと思います。

それから、安威川以北は合流式というふうなことで、ポンプ場から全部一緒に流してしまうというような仕組みだと思うんですけれども、雨の日の処理についてです。これはポンプ場から中央水みらいセンターへ送っていくと。合流式ですから、かさがふえているのではないかなというふうに思います。そこで、水路の日常的な管理の中で、雨天時にポンプ場

から流れ込む水が余分にある状況ではないかというようなことを含めて、教えていただきたいと思えます。

○野原修委員長 答弁を求めます。

石川参事。

○石川土木下水道部参事 まず、1点目の下水道料金の見直しについての現時点の考え方ということでございます。

下水道使用料の場合は、本来であれば、その処理原価に見合うような使用料を設定できればいいんですけれども、市民生活への影響等を考えた場合に、なかなかそういったことはできないということでございまして。我々としては、できるだけ処理原価に近いような料金設定というものを考えておるわけでございますけれども、やはりそこは現下の社会、経済状況、さらには市民生活への影響等を踏まえて判断されるべきものだと考えております。

2点目の不納欠損で、使用料収入未収問題の件でございます。

平成22年度に600万円を超えるような不納欠損をさせていただき、さらに平成23年度決算において300万円を超えるような不納欠損をさせていただいていると。それ以降、時効の中断等の関係で、これが全てではございません。今現在、未済額としては、600万円を超えるような金額がございまして、このうち、いまだに分割で納付していただいている方もおられますけれども、この中でまた徴収困難なものも発生している状況でございます。したがって、最終的には、不納欠損額のトータルでは1,500万円程度になると今の時点で考えておるところでございます。

それ以降、こういった問題が発生していないのかということでございます。今まで、3件ほど無届けや、それからメー

ターの抜けていたものがあったというようなことで、3件発生しておりまして、いずれも遡って請求をしておりますところでございます。

それから、不用額ということでございますけれども、資本費平準化債等を発行する中で、そういった不用額を借金返済に回せないのかというお問い合わせでございますけれども、一般会計のほうにつきましても大変厳しい財政状況だと認識しております。こういったものを借金返済に充てるのか、それとも一般会計に戻すべきなのか、そういった判断につきましては財政主導で判断されているところでございます。公共下水道事業特別会計としては、借金返済に充てられれば、それはいいんですけれども、やはり市全体の財政運営ということを考えていかなければならない状況だと認識しております。

それから、水洗便所改造助成金でございますけれども、平成23年度、35万円、70戸について助成金を交付しております。確かに、助成金を上げれば、それに応じて水洗化しようというご家庭もあるとは思いますが、助成金を上げることについて、一つは公平性の問題ということもございまして。費用対効果ということも考えていかなければならないと。そういったことを考慮して、今後の助成金をどうするのかということさらには検討していかなければならないと考えております。

それから、下水道使用料徴収事務委託料でございますけれども、こちらにつきましては、水道部のほうで徴収に係る経費等を水道使用料、それから下水道使用料の調定件数で按分しております。さらにその50パーセントを公共下水道事業会計が負担しているということでございます。本来なら、調定件数で按分され

るべきというのが水道部の考えでございますけれども、さらにその50パーセントということで了解してもらっておるところでございます。

こういった徴収委託料を支払っている中で、水道部のほうから必要な情報が提供されているのかというご質問でございますけれども、徴収する中で、先ほども申し上げましたように、単身世帯であるとか、それから倒産等、こういったことがふえて、結果的に不納欠損につながっているという事情がございます。そういった情報は、我々のほうもお聞きしております、そういったことを踏まえて滞納対策というのを両部で検討しているような状況でございます。

それから、安威川流域下水道維持管理負担金でございますけれども、幹事会、それから協議会、そういった場を通じまして、大阪府のほうに意見は申し上げております。具体的には、安威川流域下水道維持管理負担金、安威川流域下水道建設負担金が少しでも安くなるように、コスト縮減に努めてくださいということ、具体的には、今現在、溶融炉等を運転されておりますけれども、もっと経済的に安くなるような流動床炉というような方法もございます。そういった方向への転換ということも意見として出して、大阪府のほうでもそういう方向で今、検討をされておるようなところでございます。さらに、入札の方法であるとか、こういったことについても意見を申し上げ、大阪府のほうでも入札等の改革をされているところでございます。

○野原修委員長 樫本課長代理。

○樫本下水道事業課長代理 水洗化率及び人口普及率についてお答えさせていただきます。

まず、人口普及率なんですけれども、

平成23年度末で97.5パーセントになっております。

それから、東別府地域の整備なんですけれども、ご指摘のとおり、平成23年度から平成25年度の3年間で整備のほうを済ませる予定には変わりございません。それで、東別府のほうの地域で0.7パーセントアップということで、やっていけるように計画しております。

それから、水洗化率なんですけれども、安威川以南のほうの水洗化率は92.8パーセントになっております。それから、安威川以北のほうの水洗化率につきましては98パーセントになっております。市域全体としましては95.4パーセントになっております。これにつきましても、日々、私ども職員のほうも、市民の方と下水道のことについて説明させていただくときには、お願いという形で下水道法にのっとった状態の中でのご説明をさせていただきまして、水洗化をなるべく早くしていただきたいというような趣旨でご説明をさせていただきまして、ご協力を願っているというところでございます。

それから、安威川以北の雨水の水路への流入はどうなっているかということなんですけれども、私どものほうもこれにつきましては、ポンプ場の方から流れてくる水路につきましては、雨水の流入時と濁水時との差があることも承知しております、来年度につきましては、その辺の状態についても調べていきたいと考えています。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 黒字でも値上げをしますかというふうなお話をしました。赤字やから値上げをするというのは、これまでずっとやってきた態度です。こういう黒字の状況の中でも、しかも繰入金6、

168万1,000円をもとに戻す。これは戻さなかったら、その分、もう一つ黒字になっているというふうなことになるわけです。値下げができるような状況になってきているというふうな、そんな状況ではないかと私は思うわけですが。今、北摂の中でも下水道使用料は高いわけですから、そういう視点を持ってやらなければ、お金を返すことだけ、あるいは借金を返すことだけに目が向いてしまうということになるんじゃないでしょうか。もちろん、この400億円を超えるような借金をいつまでも抱えていくというのは、これは好ましくないわけですが、さりとて市民の暮らしをどうするかという第一義的な問題があるわけですから。こういう黒字の状況、これからも恐らく、使用料そのものが伸びないということになっていくかもしれませんけれども、しかしその視点は忘れてはならないというように私は思うんですが、改めて答弁をお願いしたいと思います。

それから、不納欠損の問題です。今、お聞きしましたら、大体1,500万円ほど、未徴収の関係でなってくると。もう少し詳しく教えていただけませんか。つまり、何件未徴収があって、これは過去に資料もいただきましたけれども、今、全く払っていただかなくて未徴収になった件数、それから苦勞してでも、やっぱり少しでも払っていきこうという件数は幾らあるのか。そういう払わない人の情報は入って、払うのが嫌になったというようなこともあるかもしれません。それやったら私も払わないというふうな。これは公平の関係で一番重大な問題だというふうなことで、過去にも指摘してききましたけれども、そんなことがつながっているんじゃないかなというふうな思いがするんですけれども。公平、公平とおっしゃ

るけれども、こんな不公平はないわけです。日曜日も出勤をして、苦勞して回られてきた経過もありますけれども、あの教訓をもう忘れてしまうというふうにはならないと思うんです。したがって、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それから、水道部に下水道使用料徴収事務を委託しているわけです。その中で、回収するためにいろんな手だてを検討する、検討するというような話ですが、何を検討するのかなど。具体的に、今まで何をやってきたのかというふうなことをお聞きしたいんです。

例えば、会社倒産があります。そのときに、債権の確定というふうなことで、それぞれ債権者のほうにずっと管財人から入ってくるわけです。もちろん、そういう状況にならないというものもありますけれども、少なくとも会社というところが倒産したときに、破産管財人が入って、債権の確定をやって、その後には配当という手続をやるわけです。そういう倒産に対する手続はどういうふうにやってきたのかというふうなことをお聞きしておきたいと思います。

それから、当初予算から1億5,038万1,000円の減額補正をされて繰り入れを6,168万1,000円、市債の返済も5,990万円減らしたという件についてです。これは、公共下水道事業特別会計としての考え方を聞いているわけです。財政全体を考えるのは大事な仕事です。しかし、公共下水道事業特別会計についてどのように頑張ってきたか、そのことが問われているというふうには私は思うんです。やっぱりいろんな意味で頑張っていくという、そういう気概が必要になってくると私は思うんですけれども。少なくとも、北摂7市の中で、

こんなに高い下水道使用料を少しでも下げたいと思ったら、そういう発想が出てくるんじゃないでしょうか。この点で、改めてお聞きしたいと思います。

それから、公共下水道の普及率の問題です。まだ、安威川以南が92.8パーセントというようなことなんですけれども、しかし正雀終末処理場がなくなり、クリーンセンターがなくなりというふうになってくると、この課題はもう待たなすです。一日も早くそういう状態をなくしていくために、どんな手だてが必要かというようなことで、水洗便所改造助成金5,000円の費用対効果として、お聞きしますけれども、どんな効果があるんでしょうか。この5,000円というのは、水洗化に踏み切りました、助成金5,000円をいただきましたからやります。そういう状況ではないと思うんです。水洗化しない理由はたくさんあると思います、それは。費用がないというようなこともあるでしょうし、集合住宅というようなことで、なかなか大家さんから許可をいただけないというようなこともあるでしょうし、いろんな事情があると思うんですが、調査もしていただきました。改めて、それを前へ進めるための手だてとして、どんな検討をしてきたのかということをお聞きしたいと思います。

それから下水道使用料徴収事務委託料です。これは水道部のほうに3,391万9,714円を払ったわけなんですけれども、水道部が、検針員さんの費用を幾ら払っているというふうに認識されていますか、お聞きしたいと思います。事務費とか、印刷費とかもあるんだと思うんですけれども、石川参事に聞いておきたいと思います。

それから、この金額を導き出していく

にあたって、みずから、その努力をしないと、上下水道組織の一元化などという話も、自分たちがきちっとした根拠を持たないと、水道部の言われるままになっていくということじゃないでしょうか。つまり、自分たちが必要な情報、自分たちがやらなければならないこと、そういう中から3,391万9,714円を払うことが適正かどうかというようなことを本当に検討したのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから安威川流域下水道維持管理負担金の関係で、いろいろ提言し、チェック機能としての役割も果たしているというお話ですけれども、実際に参加されているのは土木下水道部長でしょうか、事務担当者の会議があるのも知ってますし、首長の会議もいろいろあると思うんですけれども、実際には、事務担当の間の折衝で具体的に決まっていくと思うんですが。その会議の中で、具体的に摂津市の主張が受け入れられたというようなものがあれば聞かせていただきたいと思います。

それから、安威川以北の雨水の水路への流入の問題です。調査するということですが、これはずっと前からわかってたわけですよ。今になって調査でしょうか。日常的な所管としての姿勢そのものが問われるのかなと私は思うんですけれども。今から調査、どんな調査をされて、どういう解決方法に向けて努力されていくのか聞かせていただきたいと思います。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 まず、黒字でも値上げということを考えるのかというご質問でございますけれども、確かに、実質収支では黒字でございますけれども、その内容を見ますと、やはり一般会計か

らの赤字補填がされている、さらに資本費平準化債を発行しているような状況でございます。本来、下水道使用料で賄わなければならない汚水の経費が賄えていないという状況でございます。実質収支の黒字は必ずしも経営状況を示したものととは考えておりません。ただ、かといって、値上げということにすぐにつながるのかということでございますけれども、それはやはり市民生活への影響等を考慮し、判断されるべきものだと考えております。

次に、未徴収の内訳でございますけれども、額としては4,585万円、このうち2,945万円を回収しております。回収率は64.3パーセントでございます。今現在、未済額としては640万円でございます。このうち、21件の方については今現在、納付中でございますけれども、残り48件ほどございますけれども、こちらについてはなかなかご理解いただけないというような状況でございます。その額は大体500万円ぐらいと考えているところでございます。

それと、3点目の徴収委託料でございます。委託料に関しまして、会社倒産等に対して、どういう対応をしているのかということでございます。会社倒産などがあつた場合には、下水道担当部署のほうにも情報が入りまして、債権があれば交付要求であったり、参加差押、こういった手続を踏んで、債権回収に取り組んでいるところでございます。

それから、不用額に対する公共下水道事業特別会計の考え方でございますけれども、先ほども申しましたように、公共下水道事業特別会計だけのことを考えれば、確かに、そういったものを全額もらって、借金返済等に充てられれば、これはそれで構わないんですけれども、ただ市

全体ということを考えていかなければならないと。その中で、我々も公共下水道事業特別会計に対してのメリットも、やはり財政方をお願いをしていく。そういうことで、一つは赤字補填、これは一般会計のほうをお願いしているところでございまして、少なくとも赤字がふえていくようなことのないように、一般会計のほうに赤字の補填をお願いしていると。補填額を超えるものについては、やはり一般会計の状況にも我々は配慮しなければならないと考えてございまして、それは不用額という形で一般会計のほうにお返しすると、そういう考えを持っております。

それから、水洗便所改造助成金5,000円という額でございますけれども、本市の場合、この助成制度と貸付制度を併用できるということにしてございまして、水洗化の促進に向けて、貸付制度も助成制度もありますよと。これは、他市ではどちらかを選択するようなシステムもございまして、本市の場合は、それが併用できるということで、確かに小額ではございますけれども、こういったことの結果として、一つは水洗化率が府下平均以上になっているという実状もございまして、そういったことから、一定の効果はあると考えているところでございます。

下水道使用料徴収事務委託料と検針員検針業務委託料の関係でございますけれども、水道事業企業会計で検針業務委託料として2,105万5,000円が計上されております。徴収経費の中に、そういった検針員委託料も含まれているということでございます。

あと、流域の協議会、それから幹事会、実務者会とあるわけでございまして、実務者会、幹事会のほうには我々、課長代理、課長、次長、幹事会におきましては

課長、次長、部長、こういったレベルで参加をしております。

本市が提案したことによって何か変わったのかということでございますけれども、本市だけというよりも、それは流域関連市が同じような思いを持っております。

先ほど、入札のことに触れたんですけれども、具体的に大阪府のほうで入札の改善というの也被ております。具体的には、予定価格、従来は事前公表されていたようなものを事後公表に変えられていると。さらには、入札参加機会の拡大ということで、今まで委託等、23案件、これを同時に入札されていたわけなんですけれども、これを2グループに分散化されておられまして、入札参加機会の拡大にも努めておられると。さらに、参加資格要件の緩和ということもされておられまして、地域要件の撤廃であるとか、実績規模要件の緩和、こういったことも取り組んでおられます。その結果として、落札率についても1ポイントを超えるような率で低下をしていっていると、こういう状況でございます。

○野原修委員長 樫本課長代理。

○樫本下水道事業課長代理 安威川以北の雨水の水路への流入についての調査ということにお答えさせていただきます。

本来、安威川以北の雨水につきましても、公共下水道管に全部流さないといけないと、これは当然のことでございます、そのように私どもも進めているところではございます。

日常的な取り組みといたしましては、排水設備の改良工事のときにつきましても、必ず雨水を汚水桝のほうに流すというような指導をやっておりまして、それを進めております。

現在なんですけれども、必ずしも過去、一部それがなされていないというところ

についても承知はしております。その部分があることもわかっております。水路がそのまま、公共下水道管に流れている場合もございますし、それがそうでないという場合もあるかとは思っております。

安威川以北につきましては、最後、味舌水路に流れてくる部分が非常に多い、あるいは公共下水道管に流れるかどちらかだと判断しておりまして、まず味舌水路側に来る分につきまして、上流側まで区域を広げて、その辺の形態を系統的に調べまして、対策を進めていきたい。その対策にはどうすればいいかということまで含めて、調査の中で考えていきたいと、今のところそのように考えております。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 随分、自信のない答弁やなと思うんですけれどもね。石川参事は、いつから財政課長になったんかなという思いがするんですけれどもね。そんなことじゃなしに、私が聞いているのは、公共下水道事業特別会計の担当者としての立ち位置を聞いているわけです。抽象的な答弁しかないんですけれども。

じゃあ、聞きますけれども、公共料金の問題で、必要な分は、ひよっとしたら値上げせないかんという答弁ですけども、じゃあ実際に繰り入れをやめた場合、どれぐらいの値上げになるんですか。その論理でいけば、負担してもらわなければならないということになるわけでしょう。市民の暮らしをそっこのけにして、この公共下水道事業特別会計の仕組みの中で値上げせざるを得ないというような、そんな理屈になるんじゃないですか。

実際に、約57億円の予算の中で、起債をのぞいたら、公共下水道の使用料で18億1,000万円余りあるんです。そうすると、この18億円、それに負担

金や、国の補助金等を入れると、借金さえなければ、これで十分賄えるわけです。まだ、値下げができるというような状況じゃないですか。そういう借金は全体として社会の貢献につながってきたわけですから、黒字の中で値上げをするというのは、そういう論理を導き出すというのは、これはそうではないというような思いがするんですけれども。行財政改革で言えば3年ごとに値上げということになるとるわけですよ。こんなことをやられたら、本当に大変、今でも大変なのに、もっと大変になる。

北摂7市の中でも摂津市は特殊な形で来ましたから、料金については難しいというところだというふうには思うんですけれども、少しでも下げていくというふうな意識がなければ、取って当たり前、まだもらわなければいかなのですという、そんな発想だったら、市民の暮らしは見えてこないと私は思うんですけれども。部長、きちっと答えてください。

それから、不納欠損の問題で、倒産の会社に対していろんな手だてをされたということです。具体的に何件あったのか、幾ら入ったのか、お聞きしたいと思います。

それから、繰入金についても、これは財政課の立場でおっしゃっている、全体的なことは私もよくわかっていますけれども、所管の部長として同じ立場なのか。もちろん、ほかは無視して良いというふうになりませんが、少なくとも借金を少しでも減らして、資本費平準化債も減らして、一時は資本費平準化債はもう発行しませんというような方針を持っていたわけですから、随分それで市全体の財政に貢献をしているわけですから、少しでも借金を減らして、できるだけ公共下水道事業特別会計として身軽になっ

ていく。上水道との一元化などとおっしゃるんでしたら、これはやっぱり、いつまでも借金を持っておくわけにはいかんわけでしょう。自分たちの方針からしても、やっぱりこれはそういう必要があるのではないかというように私は思うんですが、いかがでしょうか。

それから、水洗便所改造助成金5,000円で十分に費用対効果があって、大阪府下を超える95.4パーセントの水洗化率というふうにお聞きしたんですけれども、5,000円で本当にそうなのかなと。この間、いろんな議論をされてきたのではないかなと聞いているんですけれども、全くそういう議論をされてこなかったのか。公平の問題、いろいろおっしゃっているけれども、そんなことを言う資格があるかと私は思うんです。それは、先ほどおっしゃったように、使用料収入未収問題で、21件の方は今も、こつこつ支払っておられる。しかし、48件はだめだと。これは行政がつくった不公平ですよ。つまり、公平などと言いながら、片っぽでは不公平をずっと続けてきている。こんな矛盾はないと思うんですけれど。

5,000円が10万円になって、どれだけ普及が進むかというのは、これは疑問かもしれませんし、いろんな議論をされてきたということも事実だと思うんですが、それがだめだというのなら、その経過を明らかにしていただけたらいいと思うんです。5,000円、1万円、10万円というような議論だけではなくに、本当に水洗化率の向上につながる議論、努力をどういうふうにしてきたか。毎年、予算をたくさん組んであります。水洗便所改造資金貸付金もありますけれども、ほとんどが未執行で不用額として上がってきているわけですから、一応メ

ニューとしてありますよというふうな、こんな程度ではないかなというのを私は思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、下水道使用料徴収事務委託料の問題です。水道部では検針員が12人、これは摂津都市開発株式会社に委託しているんです。自分たちでやれば、どれくらいのお金がかかるかという積算をされたことはありますか。自分たちがやれば、必要な情報が得られて、その中で改善策も見えてくるということにつながるんじゃないでしょうか。そういう検討をされたんでしょうか。金額交渉をされるにしても、自分たちが分析をして、初めてまけてくれという根拠が出てくるんじゃないでしょうか。水道部に全部お任せ。これじゃあ、公共下水道事業特別会計としての主体性が問われるというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

それから、これも同じことにつながるんですけど、安威川流域下水道維持管理負担金6億1,502万3,218円と安威川流域下水道建設負担金9,044万6,434円、合わせて約7億ものお金について、摂津市として主体的に提案をし、具体的に実ったものとして、入札の改善とおっしゃいましたが、そうなんじゃないでしょうか。それは大阪府の事務担当者の中で議論をされて、これを改善していこうということになったんじゃないでしょうか。

たくさんの市がありますから、その中で、摂津市のわがままだけ通すということではなしに、全体の会計として良くなるような、そういう具体的な提案をされて実ってきた。つまり、摂津市の主体性に基づいてやられたことについてお聞きをしています。そういう議論は、事務担当者の中で提案をし、議論をされてきて、それは直接実らないこともいろいろある

と思うんですけども、問題意識を持って、摂津市として、こういう問題意識を持っています。ぜひこの全体として議論をしてほしい。こういう提起の仕方だったと思うんです。

先ほどから、ずっと全体に質問していますけれども、所管としての主体性を示していただけるような答弁がありませんが、もう一度改めて聞かせてください。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 答弁の中で値上げをするかもしれないということは明言しておられないんですが、黒字でも値上げの方向性を打ち出すということについてどうなのかということなんですけれども、現実には決算といたしましては黒字決算にさせていただいています。前々から、ずっと申し上げておりますように、原則は地方公営企業法全部適応であるべきということではございますけれども、現実として、今、摂津市の公共下水道事業におきましては、地方公営企業法全部適応にはなっておりません。

それに向けまして、今年度より取り組んでおることございまして、まずは本市におけます公共下水道事業の資産の洗い出しをやっております。この資産の洗い出しをやることにおきまして、どういふことが見えてくるかといいますと、今まで借りております起債が適正なのか。簡単に申し上げますと、繰出金の中身が明確にあらわれてくると。それによりまして、適正といわれる資本費平準化債も出てくると。

私の見解といたしましては、そういう時期が来るまでは、最低限の黒字を続けていきたいというふうな観点を持っております。これは、大きく使用料の収入に左右されるものでございまして、使用料が落ち込めば、全て繰入金で賄えるか、

それは疑問でございます。現状として、微増ではなくて、使用料が減少する状況が推測されます。しかしながら、そういうふうな中身であっても、何とか黒字を保っていきたいと。その間については、できるだけ値上げをしていきたくないと、こういうふうな思いでございます。

それと、同じような思いであるのが、水洗化率の向上でございます。これは、先ほど委員もおっしゃったように、正雀終末処理場、クリーンセンターの廃止につきましては、浄化槽汚泥と生し尿をA・B両自治体でやっていただくという方針に向かいますと、当然その費用もかさみます。

それを減らすには、し尿と浄化槽汚泥を減らすということが当たり前のことなのですが、その一つの方法としまして、当初から水洗便所改造助成金を5,000円で始めております。いまだ5,000円でございます。されど5,000円だと私は思っておりますが、二番煎じではございませんけれども、車に対してエコカーの補助金を発行したことによって、車が大きく売れたということと同様の扱いができないのかなと。ですから、期限つきで助成金を上げることによって、何とか水洗化につなげていければということは検討はしております。

ただ、いつの時期に、どういうふうな内容でというのは、先ほどから話題に上っておりますように、来年度をもちまして東別府地域につきましては、汚水の整備工事は終わろうとしております。今回の委員会で審査を賜っております平成23年度から、初年度といたしまして取り組みました。第1期目の方々につきましては、ことしの9月から供用開始をさせていただいております。今現在やらせていただいております2期目の工事の方々につ

きましては、来年の9月から供用開始。最終年につきましては、再来年の9月から開始を考えていきますと、どの時点からどういうふうにさせていただいたらいのかなと。一つの区切りといたしましては、そういうふうな方々の供用開始が終わって、ある一定の期間を見定めた中で、どういうふうにやっていくかということを考えておるような次第でございますので、当分の間といたしますか、そこが済むまでは何とか現在の5,000円でいきたいという思いでおるのが現状でございます。

あと、下水道使用料徴収事務委託料の件でございます。確かに、水道部におきましては、摂津都市開発株式会社へ委託されまして、その方々の検針によりまして水道料金を徴収されておるというのは事実でございます。ただ、土木下水道部としまして、その使用料を算定する値に何を見たらいいのかといたしますと、水道メーターといたしますか、水道を幾ら使われたのかということでは判断のしようがございません。自前でやるということになりますと、各戸において自前で排水メーターを全てつけていくというようなことであるならば、下水道担当部署としましても幾ら使っていたかということは把握できるかもしれませんが、一応、これはどこの市もやっておるわけなんですけれども、水道メーター、要するに有収水量をもって公共下水道の使用料として算定していこうというようなことを取り決めておる限りは、水道のメーターの所管は水道部が所管しておりますので、そこに委ねるしかないのかなと。ただ、検針の中身とか、その費用とかについても、今後におきましては、その委託料に関する費用の交渉は続けていきたいと思っております。

それと、流域への負担金について、何か提案したのかということでございますけれども、これは年数回、協議会におきましては年度のうち2回ほどしか行わず、これは市長が出席されるわけなんですけれども、末端の実務者会におきまして、全て関係市におきまして協議しておるわけなんです。

いずれにしても、海外の業者というようなことまで考えて入札に臨んでおり、国際入札も取り入れるようなことはどうかということをご提案したこともございます。あと維持管理につきましても、同じ業者ばかりではないのかというようなことにつきまして、提案もいたしました。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 交付要求というようなことでございますけれども、平成23年度につきましては14件ございまして、要求額36万2,895円のうち実際に配当があったのは5件で、2万631円が回収できておるという状況でございます。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 黒字を維持して、値上げをできるだけしたくないという話を聞きました。大体、黒字で値上げなんていうのは考えられません。いろいろ会計の仕組みがあっても、少なくとも第4次行財政改革に示されているような料金改定、こういうときに、しかも黒字ということの中で値上げをしないと、そういうことを確認しておきたいと思っております。

それから、不納欠損の問題については、水道部だけに頼るということではなしに、引き続きいろんな情報を収集して下さい。転出先不明というのは、毎年大体何件かご存じでしょうか。それに対してどんな努力をされているのでしょうか、水道部

はやっているかもしれません。では、土木下水道部単独でやっていますか。そのように、水道部にお任せというようなことじゃないかなと思うんです。土木下水道部の主体性がどこにあるんですかというようなことです。

先ほどの下水道使用料徴収事務委託料の問題だって、自分たちで一回、積算しないと、具体的な交渉なんてできないわけです。水道部が検針員に払う検針業務委託料も、わざわざ調べに行かなわからへんということです。これは、交渉に自分たちの主体性がないということであらわしているんじゃないですか。改めて、そういうことに思いをはせていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、水洗便所改造助成金は5,000円を一律に渡していくというようなことでなくてもいいと思うんです。一日も早く、くみ取りとか浄化槽のところに公共下水道を接続して欲しいという市の方針をもって、所得制限をかけるとかいろいろあるかもしれませんが、その方の生活実態の中で対応していく。5,000円一律ということではなしに。このことによって、いろんなことが見えてくる可能性だってあると思います。1件だっていいと思うんです。これは、市としての基本的な姿勢だと思うんです。

公平性からというようなことで、5,000円が公平というようなことを、ずっと言い続けてこられたんですけれども、それぞれの実態に即した助成の仕方があるんじゃないかというのを私は思うんです。そういう方にも公共下水道の恩恵を受けていただく。同時に、摂津市全体としても、し尿処理とか、浄化槽汚泥の処理とかいうことが少なくなるような、これは全体として貢献していることにつな

がっていくわけですから、大きな目で見
ていくというようなこともあわせて必要
だと思うんですが、これもお願いをして
おきたいと思います。

いろいろと問題提起をしましたから、
今後、答えが出てくるように、そういう
ことを期待して、私の質疑を終わりたい
と思います。

○野原修委員長 ほかに。

村上委員。

○村上英明委員 1点だけお尋ねしたい
と思います。

特別会計決算書の81ページ、公共下
水道台帳システム構築委託料ということ
で、3,045万円という金額が計上さ
れていたと思います。これは、下水道台
帳の電子化の業務だと思いますが、この
内容について、お尋ねをしたいと思いま
す。

それと、もう一つは、下水道台帳の委
託料241万5,000円というのも計
上されているかと思っています。この内容に
ついて、お尋ねしたいと思います。

○野原修委員長 答弁を求めます。

樫本課長代理。

○樫本下水道事業課長代理 まず、下水
道台帳システム構築委託につきましてな
んですけれども、これは下水道管、人孔
などの下水道の施設情報をより正確に把
握するため、GISといわれる公共下水
道台帳システムにデータを構築するもの
に当たります。

委託の内容につきましてですが、今ま
での下水道台帳に記された約335キロ
メートルのデータをインプットする業務
になっております。この業務につきまして
は、人孔及び汚水柵等々も全部含めた
中での過去の分につきまして、データ
を入れたという作業になっております。

それから、下水道台帳作成業務委託な

んですけれども、これにつきましては、
例年続けております過年度、前年度の
下水道の公共下水道管の新設した分につ
きまして、台帳に載せる作業を行って
おります。それから、前年度に公共下
水道、私どもが行ったもの以外、開発
とか、いろいろ私企業でやられた分
についても、私どものほうへ所有権
を移管された分につきまして全部
こちらのデータに落とし
ていく作業です。

片方はデータをデジタル化するために
過年度の分を全部データに落とし込む
作業をしているのと、それからまだ
データがデジタル化されてお
りませんので、完成し切れて
おりませんので、平成23年度
につくりました、平成22年度
の分につきましては、アナログ
でも情報をそこへ蓄えてお
るといような形にさせて
もらっておりますので、2点、
委託業務が発生したとい
うことになっております。

○野原修委員長 村上委員。

○村上英明委員 下水道台帳システム
構築委託につきまして、データ化
をしているということである
と思います。過去の分だとい
うふうに思うんですけれど
も、この約3,000万円とい
うお金を使って、過去の分
がどれぐらいデータ化でき
たのかということをお尋ね
したいと思いますし、また
データ化したことによって
、例えば業務上、効率ア
ップしたとか、何かそうい
うことがあるのかどうか
というのをお尋ねしたい
と思います。

○野原修委員長 樫本課長代理。

○樫本下水道事業課長代理 先ほど
申し上げさせていただいた
とおり、約335キロメ
ートルの分につきまして、
これを過年度からの分、
全てになるんですけれど
も、これにつきましては
全部データを入れた、
これが大きな成果だ
ったと思っております。

それから、これに対する効果なんですけれども、下水道事業課のほうのパソコンに全部データを入れておきまして、これを今、日々の業務の中で職員のほうが使っております。効果的と思われまは、リアルタイムにすぐに出てくる。それから、必要な分を必要な範囲で示すことによって、来庁者の方にもご説明ができるという分での利点があるというのは感じております。これは、今後もずっと、このままシステムのほうを構築した中で、なお一層の利便性が図られるのではないかと考えております。

○野原修委員長 村上委員。

○村上英明委員 データ化するというところでありますけれども、例えば固定資産税課でありましたら、この地番を教えてほしいということであれば、カウンター席にディスプレイを置いて、そこで来られた方にお示しをしているというふうになってるかと思うんです。そういう意味では、下水道事業課の窓口の前に行きますと大きな台帳が置いてあって、その台帳を見ていただいているということですが、そういうことがデジタル化していったら、画面を見ていただくというようなことをしていけば、お互いに同じ画面を見ながら説明もできるし、より正確に埋設位置の把握もできていくのかなと思いますので、そう意味ではそういう姿勢も、しっかりと来られた方により活用していただけるような手だてをこのまま打っていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○野原修委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 以上で、認定第5号の質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時26分 休憩)

(午前11時29分 再開)

○野原修委員長 それでは、再開します。

認定第2号の審査を行います。

補足説明を求めます。

宮川水道部長。

○宮川水道部長 おはようございます。

認定第2号、平成23年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

それでは、決算書に基づきまして、その内容をご説明申し上げます。

まず、決算書の12ページをお開き願います。

平成23年度摂津市水道事業報告書の1. 概要に記載いたしておりますが、平成23年度の年間総配水量は1,082万3,196立方メートルで、前年度に比べ18万9,924立方メートルの減少となっております。年間総有収水量は1,018万314立方メートルで、前年度に比べ13万9,793立方メートルの減少となっております。この主な要因といたしましては、景気の低迷によります事業者、並びに市民の方々の節水対策などによるものと考えております。

水源別内訳の配水量につきましては、別表1. 年間総配水量に記載いたしておりますように、自己水の割合は前年度に比べ1.1ポイント低下し、全体の29.7パーセントを占め、321万8,200立方メートルとなっております。一方、大阪広域水道企業団の割合は、1.1ポイント上昇し、全体の70.3パーセントを占め、760万4,996立方メートルとなっております。

また、1立方メートル当たりの給水原価につきましては、13ページの別表2. 給水原価、供給単価の推移に記載してお

りますように、前年度に比べ2.0パーセント、3円53銭低下の175円31銭になっております。また、供給単価につきましても1.8パーセント、3円49銭低下の193円41銭となっております。

続きまして、22ページをお開き願います。

1. 収益費用明細書（税抜き金額）についてご説明申し上げます。

収益でございますが、款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益は、前年度に比べ3.1パーセント、6,312万3,916円減の19億6,893万4,904円となっております。これは、水道料金の値下げや節水の影響、工事に供する臨時用給水の減少などによりまして、水需要が減少したことによるものでございます。

目2、受託工事収益は、前年度に比べ33.9パーセント、1,376万1,142円増の1,788万3,059円となっております。これは、公共下水道事業整備におけます移設受託工事収益が増加したものでございます。

目3、その他営業収益は、前年度に比べ2.4パーセント、20万4,757円減の834万6,513円となっております。これは、マンション等の新築及び建てかえなどの住宅開発に伴う設計審査や、工事検査の手数料が減少したことなどによるものでございます。

目4、受託事業収益は、前年度に比べ4.1パーセント、128万6,435円増の3,230万4,490円となっております。これは、下水道使用料徴収受託に係ります調定件数の増加によるものでございます。

次に、項2、営業外収益、目2、受取利息及び配当金は、前年度に比べ40.

6パーセント、199万4,589円減の291万5,627円となっております。これは、摂津市土地開発公社への貸し付けの終了に伴い、貸付金利息がなくなったことによるものでございます。

目3、土地物件収益は、前年度と同額の317万2,750円となっております。これは消防庁舎、鳥飼送水所ゲートボール場の土地使用料及び太中浄水場ゲートボール場の施設使用料でございます。

目4、雑収益は、前年度に比べ76.8パーセント、621万9,326円減の187万8,217円となっております。これは、大阪府市町村互助会補給金に係ります返還金がなくなったことなどによるものでございます。

目5、納付金は、前年度に比べ63.0パーセント、1億481万2,500円減の6,153万7,500円となっております。これは、南千里丘におけます大規模集合住宅の建設などの納付金がなくなったことによるものでございます。

目7、他会計負担金は、前年度に比べ14.1パーセント、384万9,831円増の3,119万8,369円となっております。これは、水道使用料金の福祉減免相当額を一般会計から負担金として収入したもの、及び下水道使用料徴収に係りますOAシステム関係費用を下水道事業特別会計から負担金として収入したものでございます。

続きまして、23ページ、費用につきましてご説明申し上げます。

款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水・浄水及び送水費は、前年度に比べ1.1パーセント、950万4,342円減の8億7,147万473円となっております。これは、太中浄水場や送水所の運営に係る人件費、維持管理費、動力費、受水費などの費用で、減少

の主な理由といたしましては、施設の維持管理に係る修繕費や人件費などの減少によるものでございます。

23ページから24ページにかけて、目2、配水・給水費は、前年度に比べ9.6パーセント、1,625万317円増の1億8,547万216円となっております。これは、人件費のほか、夜間及び休日における修繕業務の委託及び漏水調査、耐震調査の委託、水道管漏水による修理、給水管の切り替え工事などの費用で、増加の主な理由といたしましては、人件費や給配水管の維持管理費に係る修繕費等の増加によるものでございます。

目3、受託工事費は、前年度に比べ122.9パーセント、1,318万6,043円増の2,391万5,679円となっております。これは、人件費のほか、給配水管布設受託工事や受託修繕に伴う給水装置の修理費や材料費などで、増加の主な理由といたしましては、受託工事に係る工事請負費等が増加したものでございます。

24ページから25ページにかけて、目4、業務費は、前年度に比べ6.7パーセント、736万8,098円減の1億324万6,327円となっております。これは、人件費のほか、検針業務等にかかる委託料などで、減少の主な理由といたしましては、人件費などの減少によるものでございます。

25ページの目5、総係費は、前年度に比べ22.7パーセント、5,382万2,873円減の1億8,292万194円となっております。これは、人件費のほか、中央送水所施設管理業務やOA機器の保守、電子複写機等の借り上げ、郵送料等の一般部局への負担金、その他水道事業運営に係る一般管理的な費用で、

減少の主な理由といたしましては、退職給与金などが減少したものでございます。

目6、減価償却費は、前年度に比べ1.3パーセント、409万1,513円増の3億3,136万6,857円となっております。この増加の主な理由といたしましては、機械及び装置、車両及び運搬具等に係る減価償却費が増加したことによるものでございます。

目7、資産減耗費は、前年度に比べ27.2パーセント、82万7,494円増の387万4,801円となっております。これは、老朽化した量水器やハンディターミナルなどの有形固定資産の処分を行ったものでございます。

26ページをごらんください。

項2、営業外費用、目2、支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度に比べ9.7パーセント、1,124万7,298円減の1億473万619円となっております。これは、平成22年度までに借り入れた企業債に係ります支払利息でございます。

目5、雑支出は、前年度に比べ5.6パーセント、9万8,910円減の167万1,400円となっております。これは、水道使用料金過年度還付金等でございます。

項3、特別損出、目1、特別損出は、前年度に比べ35.2パーセント、305万1,769円増の1,172万1,854円となっております。これは、転出先不明や企業倒産等による水道料金の徴収不能分を過年度損益修正分として処分したものでございます。

続きまして、2. 資本的収入支出明細書につきましてご説明申し上げます。

款1、資本的収入、項1、企業債、目1、企業債は、前年度と同額の3,000万円となっております。これは、前年

度に引き続き、配水管整備事業を実施するために借り入れた企業債でございます。

項2、工事負担金、目1、工事負担金は、前年度に比べ33.3パーセント、30万円減の60万円となっております。これは、消火栓2か所の設置に係る工事負担金収入でございます。

次に、26ページから27ページにかけまして、支出についてご説明申し上げます。

款1、資本的支出、項1、建設改良費、目1、施設改修費は、前年度に比べ19.4パーセント、3,071万4,015円減の1億2,759万2,000円となっております。太中浄水場等の浄水送水施設の改修については、中長期的な計画に基づいて実施しております。平成23年度は、太中浄水場の3号井戸増強工事や中央送水所のポンプ室の第1期更新工事などを行ったものでございます。

目3、固定資産取得費は、前年度に比べ20.3パーセント、442万6,697円増の2,627万5,781円となっております。この主な理由といたしましては、工具器具及び備品の購入費が増加したものでございます。

目6、配水管整備事業費は、前年度に比べ9.7パーセント、1,511万1,631円減の1億3,988万1,069円となっております。この主な理由といたしましては、配水管布設や鉛給水管切りかえ工事に係る工事請負費が減少したものでございます。

項2、企業債償還金、目1、企業債償還金は、前年度に比べ4.4パーセント、1,263万5,003円減の2億7,549万1,100円となっております。これは、平成17年度までに借り入れた企業債の元金償還金でございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

ただきます。

○野原修委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

原田委員。

○原田平委員 まず、水道の組織についてお尋ねいたしたいと思います。これは、以前にも部長に見解を求めたところがありますが、欠員の不補充等によりまして、非常に心配されることがあると思います。そこで、考えをお聞きしたいと思います。公営企業の公的責任、そして技術の継承、そして安定給水、そして何よりも公共の福祉の充実を図らなければなりません。また住民要望にこたえていくためにも、水道組織の重要性があるわけでありまして、これについて平成23年度、どうであったのかお尋ねをいたしたいと思います。

続いて、災害対応であります。震災、あるいは老朽化による送水管の破裂、あるいは先日起こりました濁り水の対応、そういった危機対応について、どのように取り組まれたのかお尋ねをいたしたいと思います。

続きまして、大阪広域水道企業団につきましては、先般、一般質問を行いましたけれども、大阪府水道整備基本構想、そして大阪府広域的水道整備計画と、それぞれの市町村との関係について、摂津市のこれまでの対応として、どのようにされてこられたのかお尋ねをいたしたいと思います。

先ほどもご説明の中で、鉛管、あるいは老朽管の対策について、工事費の減少という説明がありましたけれども、どのような状況で平成23年度取り組まれたのかお尋ねをいたしたいと思います。

臨時給水保証金についての取り扱いについて、現状はどうなっているのかお尋ねをいたします。

水質検査体制を強化しなければならないということですが、これについてどのように取り組まれたのかお尋ねをいたしたいと思います。

太中浄水場の監視業務について一部民間委託をされたわけですが、安定給水、あるいは非常時の対応について、どうであったのかお尋ねをいたします。

多くの事業において業務委託を行っています。委託をすることによって、サービス水準の向上を図らなければならないのでありますけれども、こういった検証をされたのか、あるいは評価について、どのようにされているのかお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど、公共下水道事業特別会計の決算審査の中において、山本委員から質疑がありましたけれども、摂津都市開発株式会社に委託されている検針業務についてであります。下水道からいただいている下水道使用料徴収受託料について、検針員に払う検針業務委託料とのかかわりについてお尋ねをいたしたいと思います。

それと、昨年度、メーター取替工事として5,688件のメーターの取替が行われています。給水戸数が3万7,666戸ということでありまして、この工事計画について、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○野原修委員長 暫時休憩します。

(午前 11時50分 休憩)

(午後 1時 再開)

○野原修委員長 それでは再開します。

答弁求めます。

小明課長。

○小明営業課長 下水道使用料徴収受託料について、検針員に払う検針業務委託料とのかかわりについてというお問い合わせですが、ご存知のように検針業務の内容と

いたしましては、通常のメーター検針のほか、無断使用者の発見や違反使用者の発見、また漏水の発見などを業務といたしております。この水道メーターの検針は料金を算出する基本となっておりますことから、下水道使用料受託料の算出におきまして、下水道担当部署との間で交わしました協定書の中でもうたわれていますように、徴収にかかる経費の中に、この検針業務委託料が含まれているものでございます。

○野原修委員長 豊田参事。

○豊田水道部参事 まず水道部の組織について、また平成23年度、職員の体制がどうなっているかについて、ご答弁申し上げます。まず職員数について、22年4月1日現在におきましては、40名でございました。それが平成23年4月1日現在では38人となっております。続きまして、水道部における技術の継承はどうかというお問い合わせもあつたかと思えます。水道部といたしましては職員の年齢構成、やはり高齢化が進んでおりますので、その辺でやはり技術の継承についてはその辺のバランスが必要かと考えております。

続きまして濁り水等、緊急時の対応についてどういうふうに行っているかについてご答弁申し上げます。私どもとしましては、緊急時の対策についてマニュアルをつくらせていただきまして、それに基づき対応するようにいたしております。また平時におきましても、3班の体制でこれを交代で、1週ごとの交代ということで3班体制で、緊急時の対応に必ずような体制を常々から整えている状況でございます。

続きまして、大阪広域水道企業団の種々の事業計画における摂津市との関係についてのお問い合わせについてご答弁申し上げます。

す。現在、大阪広域水道企業団において、将来構想を初めとするさまざまな計画を立てておられるということは、私どもも認識しております。ただこれらの計画については、企業団が今後どうするかという計画でございまして、本市はまた本市で独立した企業体でございますので、これとは別という扱いで将来的な構想を立てていかなければならないと考えております。しかしながら、今般やはり企業団との関係が、全然別事業体ということにはなってきておりませんので、やはり今後は企業団との関係を見据えながら、この点については私どもも踏まえていかなければならないと考えております。

続きまして、業務委託をして、そのサービスの向上をどのように評価しているかというお問い合わせについてご答弁申し上げます。この業務委託のサービスの向上の評価については、私どもなかなか難しいところでございまして、どのように評価するかというのはちょっと悩んでいるところなんですけれども、ただ私どもといたしましては、やはり委託業者に対しては私どもが今までやってきたサービス、これが落ちることのないように努めていきたいということで、業者のほうに指導等々していきたいと考えておるところでございます。

○野原修委員長 渡辺次長。

○渡辺水道部次長 まず、鉛管、老朽管の対策についてでございますが、平成23年度にの実績といたしましては、8路線126件、他工事416件と合わせまして542件の鉛管解消を実施を行いました。それで5,828件の鉛管を解消しておりますが、依然まだ7,432件が残存している状況でございまして、進捗率にいたしましては44パーセントという状況でございます。前年度との減額

理由といたしましては、配水管整備事業の中で、整備事業の距離自体はふえてはおるんですが、金額としては減っています。平成22年度の事業の中で、平成20年度に発生しました漏水事故路線での、幹線の耐震化方針を立てたことから、延長は非常に短いんですが単価が上がったため、その内容で平成23年度は平成22年度よりも決算額は少し減ったという内容でございます。

続きまして臨時給水保証金についてのお問い合わせでございます。まず臨時給水保証金はどういうときに取っているんだということなんです、建物を建築される場合、建築中に水道を使用なさっているときに、臨時の給水で水道を使用される場合、それに対する保証金という形でいただいております。位置づけといたしましては、臨時水栓開栓における未収金回収不能時の担保という形で保証金を取らせていただいているというような状況でございます。

それと太中浄水場の水質検査体制でございますが、まず太中浄水場で井戸水をくみ上げて浄化し、各御家庭へ送水するわけなんです、その中で水質の確認、これは水道法第4条に基づき、設けてあります水質基準に適合しなければならないということで、水質基準の項目としましては50項目でございます。その項目を確認した中で送水させていただいている。それで太中浄水場での水質検査でございますが、この50項目のうち37項目が自己検査ができる現状でございます。自己分析ができない項目につきましては、現在大阪広域水道企業団に委託しております。頻度といたしましては、項目によるんですが、3か月に1度であったり1か月に1度という項目があるんですが、この水道部の自己検査ができるものにつ

いては約1か月に1回のチェックをしながら、安全安心の水を送らせていただいているという状況でございます。検査体制といたしましては、2名体制で行っております。

次に太中浄水場の監視業務委託でございます。これにつきましては、平成22年度から運転監視業務、これを委託化ということでさせていただいております。平成22年度につきましては、午後5時から翌日の午前9時までの間の業務、これを委託化しております。平成23年度でございますけれども、夜の業務プラス祝祭日の8時45分から12時15分、ここまでを追加委託いたしまして、年間委託料3,233万円を3年契約の内容で発注をさせていただいております。費用対効果といたしましては、平成21年度に比べまして約2,500万円の経費が節減できたという状況でございます。職員体制でございますけれども、平成21年度は太中浄水場運転監視業務にかかる職員としましては16名おりました。平成23年度につきましては職員数9名という体制の中で実施をさせていただいているという状況でございます。

それともう一点、メーター取替についてでございますけれども、平成23年度のメーターの取替件数、これは5,688件の取りかえをいたしました。金額にいたしまして831万9,150円ということで実施をさせていただいております。このメーターにつきましては、機械物でございます、やはり器差というものがございまして、これが計量法に規定されておるんですが8年以内に取りかえが義務づけられております。そんな状況の中で、平成25年から平成29年の5か年計画を立てた中でメーターの取替を実施をさせていただいているというのが

実態でございます。

○野原修委員長 原田委員。

○原田平委員 組織のあり方ではありますが、先ほど御答弁いただきまして、前回お聞きした際には、部長から非常に厳しい中でも頑張っていきたいということでご答弁がありまして、それ以後やはりバランスを考えているということでありませけれども、今の38名体制の中でお辞めになられる方がいて、補充をしなければならぬ、先ほど言いましたように技術の継承は十分できているんですか。できていないでしょう。もうこれ以上退職されたら運営が非常に難しいという状況になっているので、改めて聞いたわけでありまして、部長も来年3月末で退職だというふうにお聞きいたしております。部長の技術を継承してもらわないといけない。そんな状況でありますので、部長から今の体制についてお聞きをいたしたいと思っております。

災害対応についてマニュアルをつくられてやっておられるんですけれども、先ほどの組織と一緒にありまして、現体制では非常に厳しい状況になってきていると感じるところであります。これについても考えをお聞きしたいと思っております。

それから大阪広域水道企業団であります。先般も質問いたしましたように、浄水施設、給水管、送水所、そういったところの無償譲渡というふうになると、本市に持っています太中浄水場の浄水機能を全て企業団のほうに無償譲渡しなければならないと、こういう状況になったときに資本投資をやっている状況でいいのかどうかということも考えられるわけです。今後のことを考えれば。そういったところも、施設の整備計画とにらみ合わせてやっていかなければ、投資はするわ、企業団のほうへ持っていかれ

るわということになったら、その負債だけが市民にのしかかってくるということになるので、そういった状況を踏まえて再度お考えをお聞きをいたしたいと思えます。

鉛管、老朽管対策については引き続き頑張ってくださいように、これは要望しておきたいと思えます。

臨時給水保証金についても、額はそう大したことはないと思うんですけども、やはり間違いのないようにしていただいて、公平性ということも十分考えた上でやっていただきたいということ、これも要望しておきます。

太中浄水場の水質検査は13件ほどは委託しておるんですけども、やはり飲み水でございますので、しっかりした検査体制をとっていただいて、安心安全な水を供給していただくということで、取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思えます。

それから太中浄水場の監視業務委託、これについて現状以上に行うと、先ほど申し上げましたように体制の面で、非常事態等があったときに対応できないというふうにも感じますので、そこらを十分精査されて、水道のほうで取り組みをしていただきたいと、これも要望しておきたいと思えます。

業務委託は先ほど申し上げました太中浄水場、あるいはほかで業務委託している分についての検証をこれからもやりながら、余り効果がないということであればやめて、次の考えを打ち出すということで、評価と検証をしっかりやっていただきたいということで要望しておきたいと思えます。

検針員に払う検針業務委託料の関係でございますが、先ほどの公共下水道事業会計の審査の中におきまして、検針員に

払う検針業務委託料2,105万5,000円は按分して下水道担当部署でも負担しているということでした。それで、公共下水道事業特別会計から3,391万9,714円を業務受託料としていただいていると。先ほどの説明では不十分で、再度お聞きをいたしたいと思えます。2,105万5,000円の摂津都市開発株式会社への委託、検針員12名ということでの人件費、公共下水道事業特別会計から支払われる受託料の中での割合をどういうふうにして決めているかということをお説明いただきたいと思えます。検針業務委託料が全て公共下水道事業特別会計から支出されている訳ではないですよ。

それから、メーターの取替は8年以内ということでもあります。もう少し超えておったんじゃないかなというように感じるんですけども、計量法の関係でということであれば、平成25年から平成29年で全て終わられるのかどうか、再度聞きたいと思えます。

○野原修委員長 答弁を求めます。

小明課長。

○小明営業課長 説明が不十分で申しわけございませんでした。摂津都市開発株式会社への検針業務委託料2,105万5,000円は、下水道使用料徴収受託料の中に全て含まれているということではなくて、先ほど申し上げました徴収にかかわる経費という中には人件費、委託料、その他のものが含まれたものが基礎となって、その金額を全体の調定件数に占める下水道使用料の調定件数の割合でもって計算し、さらに補正率として0.5を掛けたもので、下水道担当部署から徴収委託料を頂戴しているということでございます。ですから、下水道担当部署から頂戴している分が全て検針業務委託

料として摂津都市開発株式会社への支払いに充てられているといったことではございません

○野原修委員長 豊田参事。

○豊田水道部参事 私から大阪広域水道企業団に関する件についてご答弁申し上げたいと思います。今般、大阪市との統合問題の中から、資産について統合時には無償譲渡するという話が進んでおります。資産についてもなんですけれども、負債についても同時に移譲するという形になっておりますので、負債のみが市民に残るということになるものではございません。この辺は御理解願いたいと思います。それで一緒になるときの様態なんですけれども、各市町村の今の経営状況の収支をもって、企業団に会計ごと移譲しまして、その中で、企業団の中に摂津市の水道会計ができるというような状況で収支をいたします。これについては今の収支状況と同じような状況で水道料金等々を決めるというふうな形になってまいります。それで、その後やはり府域一水道という問題もございますので、この辺につきましては各市、または企業団水の価格、これが平準化された時点で、水道料金が大幅にかわらない状況の中で、統合されていくというふうな形で進められるというふうに、私どもは聞き及んでいるところでございます。

○野原修委員長 渡辺次長。

○渡辺水道部次長 メーター取替の計画についてお答えいたします。平成25年から平成29年の計画を立てさせていただいておりますが、メーター自体が8年で取替という状況になりますので、1軒のお宅で8年ごとに取替えていかなければなりませんので、ですから家があり、給水している限り8年ごとの取替ということになりますので、年々、取替の戸数

の波は多少ありますけれども、供給している間中、やはり取替の作業は続いていくという状況でございます。

○野原修委員長 宮川部長。

○宮川水道部長 それでは組織の関係ということで、非常に難しい問題でございます。私どもも職員の高齢化といえますか、そういうところについては非常に危機感を感じているという状況でございます。前回、委員会で述べさせていただいた時から気持ちとしては全く変わっておりませんが、今、本市が抱えます状況として、職員数の削減というような大きなものを示されております。そのような中でやはりどこも、私ども水道部だけではなく、一般部局のほうにおきましてもやはり、職員の増員を求める部署が非常に多くあるというふうに向っております。私どもとしまして、私も来年退職ということで、水道部の技術職が1名減るといふ、これはもう確実な状況でございます。ただその中では、私はやはり何らかの形で技術を継承していただくべき人材の配置、これは求めていきたい、このように考えております。私はやはり技術の継承、これは大事だと思っています。これは我々が持つものだけではなく、やはり市全体、市民全体の財産、こういうふうにする知的財産であるというふうには私は思っているんです。ですから、やはりそれを継承していく中では、年齢層の段階をなくすですとか、やはりこういうことは今後、何らかの形で検討していかなければならない内容だと思います。これは一般部局も恐らく同様の話ではないかなと思っています。ですから、非常に厳しい状況にあるんですけれども、私としましてはやはり高齢化、あるいは採用問題も含めて、今後協議、検討を重ねてまいりたいと、このように

考えておるところでございます。

もう一つ、災害対応、このときの体制につきましても、非常に厳しい状況でございます。私も水道部に来て2年目になりますけれども、やはり安心安全な水を安定的に供給する、これは簡単なようで非常に難しい状況にあらうかなと。一つことが起これば、今の体制の人数ではとても足りないとは思いますが、その折にはやはり一般部局への、いろんな形の応援体制を各関係機関を含めまして、お願いせざるを得ない状況になるのではないかなというふうに思います。それでこの危機感につきましては、先だって御案内させていただきましたけれども、太中浄水場のほうでの電気の地絡事故の関係で一部水が濁って、このために市民への周知あるいは濁り水を少しでも軽減するための対応ということで、現場へ人員を配置しなければならない、こういう状況の中で本当に、これで筒いっばいだなと、これ以上のことがあれば今の現員ではとても足りなくて、一般部局への協力要請をしなければならないということを痛切に感じた状況でございますので、このあたりもしかるべき処置がとれるよう、一般部局とも協力体制、このあたりを協議させていただきたいと、このように考えているところでございます。

○野原修委員長 原田委員。

○原田平委員 部長から組織の問題を考えておられることをお聞きしまして、ぜひ強く言っていただいて、先般新聞に載っておりましたが、堺市で、約3万3,000戸が一気に断水してしまったということで、相当大変な対策に追われたということでありましたし、給水の関係で総動員をしなければできなかったというようなことが新聞に載っておりました。本市はまずそういうことはないとは思わん

ですけれども、災害対応とかあるいは危機管理の体制をしっかりとつくり上げていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

それから大阪広域水道企業団についても、やはり摂津市の意見として十分反映をしていただきたいということもお願いしておきたいと思えます。

小明課長、先ほど山本委員が公共下水道事業特別会計の審査時に質疑されたときにも検針業務委託料についてはお聞きしてましたが、この委託料を丸々公共下水道事業特別会計が持つ訳ではないということで、その点についてもう一度説明お聞きしたいと思えます。

○野原修委員長 聞かれている内容を丁寧に答弁ください。

小明課長。

○小明営業課長 それではただ今の件なんですが、下水道担当部署と交わしている下水道使用料徴収事務に関する協定書というのがございます。その中の下水道使用料徴収委託料の支払いというところにどういうふうにして計算するかという算式がございます。その算式の内容といたしましては、徴収にかかわる経費、それから給水にかかわる事務経費というものを合わせたものが、もともになる金額でございまして、それに下水道使用料の調定件数を掛けまして、それを全体の水道料金の調定件数と下水道調定件数を合わせたもので割ったものに補正率を掛けると、それで出すという算式でございまして、その中の徴収にかかわる経費、この中身はどういうものかといいますと、水道部営業課の徴収にかかわる一般事務事業の経費、それから水道部営業課の徴収にかかわる車両管理事業の経費。それから水道部営業課の徴収にかかわるOA機器管理事業の経費、それから水道部営業課

の徴収にかかわる水道料金収納事業の費用、それから水道部営業課徴収にかかわる検の費用と、ということでここで検針費用が入ってまいります。それから水道部工務課の徴収にかかわる浄水器管理事業の経費というふうな経費がございます。それに水道部の営業課及び工務課の人的費用のうち、公共下水道の使用料の徴収にかかわる経費に関する事務を行う職員の人件費というものを合わせたものでございますので、ですから摂津都市開発株式会社に払っている2,105万5,000円を下水道使用料徴収委託料の3,391万9,714円から全て払っているということではございません。

○野原修委員長 豊田参事。

○豊田水道部参事 細かい説明になりましたので、私のほうから補足的に説明させていただきたいと思っております。今の小明課長の説明にありましたように、実際は徴収にかかる経費、この中に2,105万5,000円を加えまして、その後水道料金と下水道使用料の調定件数で按分して、その後に補正率0.5を掛けておりますので、2,105万5,000円丸々を公共下水道事業特別会計から支払っていることにはなってございません。今後私どもとしましても、下水道担当部署にその辺をわかりやすいように説明できるようなことで相談させていただきたいと思っております。今後検証、研究させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○野原修委員長 原田委員。

○原田平委員 要望だけいたしますが、公共下水道事業特別会計も非常に厳しい財政状況の中で運用されておられて、委託料の負担問題については少しでも軽減するという立場から、水道部として先ほどの説明の中で浄水器とか工務課の人件

費の一部をと、この際含めておけというような考えは一度改めていただいて、やはり正しく、この分については必要な経費の分を持っていただくと、ほとんどは水道部が負担したらいいわけだと私は思いますので、これは今後検討していただくように要望しておきたいと思っております。

○野原修委員長 ほかに。

山本委員。

○山本靖一委員 最初に確認しておきますけれども、緑色の摂津市水道事業会計決算書の冊子は、1ページ目に「認定2号」から「認定第2号」と訂正で貼りつけてある、これが最終で間違いありません。

○野原修委員長 宮川部長。

○宮川水道部長 はい。

○山本靖一委員 それでは、中身の質疑に入らせていただきます。事務報告書ではなくて、いただいている水道事業年報、これが非常にわかりやすいのでこれを使わせていただきます。自己水が減って、大阪広域水道企業団の水をたくさんいただく、そんな状況になっているんですけれども、承認水量を保証していく上で自己水の確保、どういう形に位置づけをしていくかという大事なことがあると思うんです。そこで太中浄水場3号井戸のポンプについて、水道部の平成32年度までの施設整備計画によると、井戸の補修は入っていません。入っていませんが、こういう状況でいけるのか。この3号井戸というのは事業年報で見ますと、昭和40年3月に竣工されて、その後、昭和56年7月に三重ケーシング工事を受けています。その後、増強工事はされていない。4号井戸については昭和52年2月、5号井戸が昭和54年7月、6号井戸が55年6月というふうに見ていきますと、4号井戸、5号井戸、6号井

戸の増強工事というのはそんなに遠くない時期に来るのかなというように思うんですけども、この計画に、今言いましたように平成32年度までは全くないと、そういうことの中で自己水の確保ができていくのか、というようなことを最初に聞いておきたいと思うんですけども。総配水量として、平成22年度は約1,100万立方メートルだったんですが、平成23年には約1,082万立方メートルで、1,100万立方メートルを切ってきているような状況ですから、承認水量を保証していく上で、今言いましたように太中浄水場の自己水をどういうふうに位置づけするのかというのが随分大事なことになってきますし、施設利用率の問題、最大稼働率の問題、いろいろあるんですけども、これらも50パーセントほどしかないわけで、そういうところから答えを導き出していくことが大事だと思うんですが、その辺について聞いておきたいと思います。

メーターについてですが、80ページを見ていただきますと、不感水量というのはメーターが感じない水の量という意味だと思うんですけども、平成19年度は2.7パーセントでした。平成23年度は3.2パーセントということです。メーターが感じない水量、そういう解釈であれば、34万6,342立方メートルは、ラフな計算ですが、金額にして約6,400万円近くになります。メーターが感じない水を金額に置きかえると6,000万円にもなる。メーターの精度、8年間で交換というふうにおっしゃっていましたが、これはプラスのほうにふれたら家庭にとっては具合が悪いので、恐らくマイナスの方向に何ぼという許容があるんでしょう。そうするとこのプラスマイナスの許容はどういうふうになって

いるのか、8年間で交換というようなことですが、95ページを見ますと、不回転での取替が3個しかないんですよ。それで点検はゼロなんです。メーターが回っているか回っていないかというようなことは全然調べていないと、つまりゼロなんです。そうすると、メーター不感水量の構成比が平成19年度の2.7パーセントから平成23年度の3.2パーセントまでふえた要因です。何でそうなったのかなと。今のメーターはすごくよくなっていて、こんな感じないようなメーターがあるのかなと。しかもこのデータの中で見ると、回ってへんといって取替をしたのはたった3個ですよ。こういう数字がどこから出てくるのか、聞いてみたいと思います。検定満期によるメーターの取替は、原田委員の質疑の中で5,688個を取替えしたというふうにおっしゃっているんですが、この資料では5,730個というふうに書いてあるんです。事業年報のほうが不正確で、お答えになった数字が正しいんだと思うんですが、確認しておきたいと思います。

それで、このメーターは8年で交換だというふうにおっしゃった。事業年報の95ページを見てください。それでずっと取替えていることになっていますよね。平成19年度が2,839個、ずっと増えていきまして平成23年度が5,730個になっています。あと3年で一通り約3万7,000個のメーターを取替しなければならないというふうになるのではないのでしょうか。来年、再来年、もっとふえていきますよね。大変な数になってくると思うんですが、今、メーターの値段は1個あたりどうなっているのか、随分大きな金額になってくると思うんですね。その入札についての、いろんな工夫をされていると思うんですけども、

これについてどういう対応をされているのか。来年、再来年、その次について、随分大きな課題になってくると思うんです、8年で取替えなければならないということですからね。その辺を聞かせていただきたいと思います。

それから細かい話ですけども、新築をされた場合。二世帯住宅で、水栓が5個とか10個とかというようなことによって、メーターの口径が20ミリになるか25ミリになるか、いろいろと対応されていると思うんですね。それで25ミリになりますと基本料金が1,380円、20ミリですと680円、1年に換算すると大きな負担になるわけです。二世帯住宅って、高齢者の方二人とそれから子育て世代の方二人であれば、20ミリで十分対応できるんじゃないかなというような思いもあるんですけども、栓の数で決められているんだと思うんですね。それでこの指導基準はどういうふうにされているのか。負担が全然違ってきますから、そこの考え方を教えてください。

それから原田委員からも質疑がありましたけれども、検針業務委託について、車が乗っていたりしてなかなか検針できないというようなことで4か月かかって検針をして、後でならず、トータルで割ってというようなことで、そういう請求のされ方をやっている場合があると聞いているのですけれども、実際に何回も同じところに検針に行くわけじゃないので、今月は見られなかったという場合がある等、そういう話をよく聞くんです。具体的に把握されておられるかというのを聞いておきたいと思うんですね。

それから、109ページを見ると、不能欠損が随分出ています。この不能欠損を転出先不明ということで処理されているんですが、具体的に転出先不明という

のはどういう形で把握されたのか、検針員の方が把握されたのか、住民基本台帳のほうでいろいろ住所を調べられてそういうふうにされたのか、そういうことを詳しく聞かせていただきたいと思います。

95ページに戻りまして、平成23年度は職権停水が58件というような形になっています。職権で停水された。この中身について教えてください。本当に困っておられるのに停水されたのか、そうではなしに全然払ってくれへんから停水したとか、いろいろ理由があると思うんですけども、具体的な内容について教えてください。

それから決算書15ページ、建設改良工事の概況ということで一覧表が出ています。一番下ですね、東正雀地内の工事、1,477万5,600円、着工年月日がことしの2月17日ですね。入札年月日はいつでしょうか。それと業者名を教えてください。どこが入札したのかというのを教えてください。

それから同じ決算書の20ページですね、重要契約の要旨というのが書いてあるんですが、その中の一番下ですね。契約年月日は平成24年2月17日で、金額は1,477万5,600円。これは株式会社永商興産がしているんですけども、東別府15番地内というふうに書いてあります。探してみたんですが東別府15番地内というのはどの辺になるのでしょうか。教えてくださいたいと思います。

それから、施設整備工事の入札結果の資料をいただきました。平成24年5月10日付ですが、平成23年度の請負金額が1,000万円以上の工事として、4件をあげていただいています。落札率としておおよそ92パーセントから93パーセントと書かれています。しかも指

名業者として、それぞれ4社、3社、7社、6社と、いずれも市内業者で数が限られています。市内業者ですからこういう高い落札率になるのかなというふうに思ったりもするんですけども、落札率の関係で状況を教えていただきたいと思います。

○野原修委員長 答弁を求めます。

小明課長。

○小明営業課長 それではまず給水の職権停水についてでございますが、事業年報で平成23年度は58件です。本当に困っておられた方がいなかったのかというご質問なんですけど、この58件につきましては支払いになかなか応じていただけない、それと一度停水して、そのまま帰って来られるのか帰って来られていないのかわからない方、そういう方も含めまして昨年度58件あったということです。必ず停水の前にはお客様に接触をして、それからするようにいたしておりますので、この58件と申しますのはもともと支払いのなかった方ということで解釈をしていただければと思っております。

それともう1点、不能欠損にかかわる分で転出先不明の把握をどういうふうにしておられるのかということですが、転出先不明の把握といたしましてはやはり住民基本台帳をもつての確認、それから、検針は2か月に1回行きますので、ゼロがずっと続いていたというふうなことでもう住んでいないという場合であったり、次の方の開栓の依頼があって無断で転出されたというふうになるケースもございます。

それからもう1点、検針業務は2か月に1回でありますけど、2か月に1回じゃなくて4か月に1回でならして検針をしているということをお聞かせたということですが、確かにメーターの上に物

が置いてあったり、そういう場合には所有者の方に連絡をするようにしておるんですが、どうしても連絡がつかない場合には認定というふうな形でやっているケースもございますが、2回の続けての認定はしないようにという指導のもとにやっておりますので、そんなに数が今まであったようには聞いておりませんので、対応としては今のような形で、1回だけは事情があれば認定をするというふうなことで検針をしております。

○野原修委員長 豊田参事。

○豊田水道部参事 メーターの関係で今後、購入個数が増えるであろうということで、その購入方法について、どう考えているかというお問い合わせについて、今現在の状況をご答弁申し上げたいと思います。平成23年度、今年度とも指名競争入札をさせていただきまして、7社の競争とさせていただいて契約を結ばせていただいている状況でございます。

続きまして決算資料15ページの一番下の、配水管布設工事の入札日とどの業者に依頼したかということなんですけれども、入札日については手元に資料がなく申しわけございません。ただ、大体着工年月日、この数日前に入札を行って、直ちに着工年月日とさせていただいておりますので、大体、この数日前ということと考えていただければ結構かと思えます。業者に關しましては株式会社永商興産となっております。

入札の状況、今年度24年度の状況では、入札率といたしまして工事で大体83.45パーセントから94.87パーセント、この間で今12件の結果があるということと、あと、その他で36.34パーセントから98.88パーセントということになっております。平均でございますけれども、工事につきましては

92. 12パーセント、その他といたしまして83. 60パーセントという状況になってございます。

○野原修委員長 重要契約の要旨の中で、東別府15番地という住所が見当たらないという件について答弁して下さい。

豊田参事。

○豊田水道部参事 契約内容は私のところでは分かりませんので、お調べして後ほど答弁いたします。

○野原修委員長 小明課長。

○小明営業課長 先ほどのメーターに関する件の中で、事業年報の95ページに、メーター検査がゼロであったということでのお話があったと思うんですが、このメーター検査の内容といたしましては、お客様のほうから、うちはこんなに水道を使っていないのに高いじゃないか、メーターが壊れているんじゃないかというふうな問い合わせがあった場合に対応する項目ということでございますので、平成23年度もそういったお客様よりの申し出がございませんでしたので、メーター検査ゼロという形で計上させていただいております。

○野原修委員長 渡辺次長。

○渡辺水道部次長 まず自己水の確保ということで、太中浄水場のあり方についてと、3号井戸の関係について答弁をさせていただきます。

3号井戸につきましては、ケーシングというスクリーンを通した形で井戸水をあげておるわけなんですけれども、そのケーシングの目詰り、これはすぐに新しくするものではなくて、メンテナンスという形で随時点検を行いながら管理していました。それが、スクリーン自体の目詰りが最終的にもうだめな状況になったものですから、3号井戸の増強工事といえますか、3号井戸があるところで新し

いものに置きかえるというような工事になってございます。それが平成23年度の工事でございます。あと太中浄水場では6本の井戸がございまして、事業年報の15ページに記載させていただいておるんですけども、それぞれ二重ケーシング、工事年月日、三重ケーシング、工事年月日、それから、増強年月日という形で記載をさせていただいております。井戸の設置とあわせまして、それぞれのスクリーンの目詰り状況によりましてケーシングを追加していつている状況になってございます。最終、三重ケーシングとして、増強年月日が平成2年、平成13年、平成6年、平成4年という形での増強をさせていただいております中で、今回3号井戸は揚水量として、計画の水量が揚がらなくなったという状況の中で、新たな井戸の設置の増強工事をさせていただいたという状況でございます。それと、ほかの残りの井戸はどうかと、改修計画の中に入っていないけれどもどうかということなんですけれども、一応、今、増強工事をもって今のところ揚水量としては十分確保できておる中で、現在様子を見ているという状況の中で今の10年の計画の中には入れさせていただいていないのが実情という内容でございます。

それとあと、太中浄水場、水源の摂津市としての位置づけというお話かとは思いますが、やはり自己水という形の中で大阪広域水道企業団水もあるんですけども、自分のところで水が確保できるという観点から行きますとやはり今後とも自己水というのはきちっと守っていききたいというふうな思いではおります。それとあと災害時の自己水の確保という面からもやはり守っていききたいという気持ちも強く持っております。

それとメーターの不感水量が非常に大きな量になっているじゃないかということなんですが、やはり器差があり許容というものが小口径で4パーセントの誤差があると、大口径で10パーセント、先ほど委員がおっしゃっていますように、多く回るということではなく、どうしても翼が回転しますので、少ないほうへの器差というふうにお考えいただいたらいいのかなというふうに思います。

もう1点、新築をされた二世帯住宅の件ですが、それも栓の数によって口径がかわってくるんじゃないかと、指導はどうされているのかということなんですが、現在1世帯であれば20ミリ、2世帯であれば20ミリを2個かもしくは25ミリを1個という設置をしていただく指導のほうはさせていただいているという現状でございます。

○野原修委員長　メーターの取替個数が事業年報と違うという件について。

末永課長代理。

○末永工務課長代理　メーターの個数で、事業年報では95ページに5,730個と記載されておりますが、実際に取替を行いましたのは5,688個です。当初5,730個を発注しておりますが、最終的に5,688個を取替したというような変更がございましたが、変更がもれていました。大変申しわけございません。正しくは5,688個でお願いしたいと思っております。

それと、決算書20ページの「東別府」15番地内という所在地がはっきりわからないというお話がございました。ここは「東正雀」15番地内配水管布設工事という工事でございます。大変申しわけありません。

それから、以前、メーターの価格面でカルテルとかいろいろ問題がございまし

た。水道部におきましてもメーターの発注時期として、購入する場合はできるだけ下半期の遅い時期、どの事業でもそうなんですが、できるだけ長持ちさせようと思えば1月、2月、3月に買っているのが一番いいんですけども、検定満期の関係もございまして、いつも年末あたりに発注させていただいているんです。メーターの価格につきましては、どうしても競争という言葉がございまして、発注方法といたしまして参考価格、参考というのは、今やっておりますのは東京都の価格を基準に入札をかけているんですけども、そのあたりで最低価格というメーターを業者に発注しております。○野原修委員長　資料の記載内容の誤りについて、部長から述べて下さい。

宮川部長。

○宮川水道部長　記載内容の誤りにつきましては、まことに申しわけないと思っております。本来、決算書を作成する上できちっとチェックをした上で間違いを訂正すべきであったというところ、そのチェックの甘さがふだんの業務にも反映されているのではないかと御指摘もあろうかと思っておりますけれども、その点深くおわび申し上げ、訂正させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○野原修委員長　山本委員。

○山本靖一委員　摂津市水道事業会計決算書として、決算書に付随する事業報告書と事業年報の誤りの2件です。わびてというふうなことではないわけです。職員が随分減ってきて、2回、3回と見直すというふうなことにならないのかもしれないけれども、これらの資料に基づいて議論をしているんです。もう一つ言いますけれども、5月に請求した資料によると、東正雀15番地内配水管布設工事

は、請負額が1,432万2,500円になっています。同じ工事だと思うんですが事業報告書では1,447万7,560円。これは変更契約の関係で違うのかもしれませんが、金額が違っているんです。

ごめんなさいというようなことで済むんでしょうか。一時が万事ということで、こんなことが許されるんだったら、議会は何をしとったんやということが問われると思うんです。こういう資料のもとで議論をするということが、議会と首長の信頼関係につながっていくのでしょうか。やはり水道事業の管理者としての市長の答弁を求めたいと思います。

○野原修委員長 暫時休憩します。

(午後2時5分 休憩)

(午後3時 再開)

○野原修委員長 それでは再開します。

市長。

○森山市長 水道事業の管理者としてご答弁申し上げます。決算書に付随する事業報告書と事業年報の資料につきまして間違いがございました。申しわけございません。訂正をいたしましてお詫を申し上げます。山本委員には先般来、樹木の伐採等々いろいろご指摘をいただいておりますけれども、今後しっかりと取り組んでまいりますので、どうぞ御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○野原修委員長 暫時休憩します。

(午後3時1分 休憩)

(午後3時2分 再開)

○野原修委員長 再開します。

山本委員。

○山本靖一委員 今、市長からお話がありましたけれども、これは翻って私自身の戒めとしても、今後いろいろと勉強していきたいと思っています。職員の皆さ

んもそういう意味では共通の教訓にさせていただいてということをお願いしておきたいと思います。

井戸の問題で、配水料の内訳として71パーセント近くを大阪広域企業団水が占めているということでお聞きしました。これは水道事業会計が、ある意味では楽にしてきているように思うんですけれども、しかし自己水をどういう割合で確保していくのか、そのためにどんな手だてがいろいろかというの全部つながってくるわけですから、3号井戸をこうして増強されました。具体的に1日の揚水量というのはどういうふうになっているのかというのは答弁ありませんでしたし、具体的に聞いていることについては的確に答弁願いたいと思うんです。井戸の管径について、口径と合わせて教えて下さい。

また、ここで聞いていたのは自己水をどういう割合にするのかという中で、承認水量の交渉姿勢というのが出てくるといような話をさせていただいた。このところをきちっとしないと話は前に進みませんから、その考え方について改めて教えていただきたいと思います。

それからメーターですね、10パーセントもマイナスに見てもいいというふうな、そんなご答弁でしたけれども、1割も誤差のあるメーターは今時あるのでしょうか、こんなもの絶対に通用しないと思います。しかもメーターの不感水量の構成比は平成19年度の2.7パーセントから平成23年度の3.2パーセントになって、悪くなっているんでしょ。こんな性能の悪いメーターを取り入れているんでしょ。しかも、これは換算すると6,000万円にのぼるような金額になるわけです。具体的にこの不感水量について、以前にも指摘した経過があり

ます。メーターの精度として、本当にそういう状態なのか、メーターはメーカーに行ったら検査があるわけですから。10パーセントも狂うようなそんなメーターは世界でも通用しません。そんな商品が出回っていること自身が問題なんです。ここへ全部押し込んでしまうという、こういうこの経営のやり方というのは、到底、企業会計として認められないと私は思うんですけれども、考え方を示してください。

それから先ほどメーターの取替は5,730個購入したけれども、取替えたのは5,688個というようなお話でした。1個あたり幾らになっているのか、金額がどういう推移をしているのか教えていただきたいと思えますし、それから先ほど具体的に聞きましたとおり、この3年間で全部の耐用年数が過ぎるわけですから、取替えてしまわないといかんわけですよ。そうすると、来年、再来年、大きな数字になっていくというふうに思うんですけれども、何個ずつ更新していかなければならないのか。在庫として安いときに買うとか、いろいろな工夫もしているというふうにおっしゃっているんですけれども、7社の指名競争入札でされています。これは指名競争入札でなければいけないんでしょうか。随分大きな金額だと思えますけれども。たくさん買っていくわけですから、そういうところにもしっかりとメスを入れて、一つ一つ企業会計としての健全さを図っていくという、そういう思いを聞かせていただきたいと思えます。

それからメーターの口径が20ミリは基本料金は680円、25ミリは1,380円と言いました。倍以上なんですね。そうすると栓の数、二世帯住宅と言っても家族構成というのはいろいろあると思

うんですね。一律25ミリとなれば、これは倍以上の基本料金を払わないといかんわけですから、従量制についてもいろいろと議論のあるところですよ。同じ水なの口径が太くなるだけで、家庭用であっても随分基本料金が上がるというような、そういうところをきちっと説明できるのかなというような思いもするんですけれども、今、言いましたように二世帯住宅になったときに一律に25ミリということではなしに、その家庭の実際の水の量、子どもがいてるところ、高齢者の方が引越をされて水の使用料が減ってくるとかいろいろあると思うんですけれども、一律に25ミリというような形というふうなことではなしに、考え方として他にあるのではないかとこのように思いますがいかがでしょう。

それから不納欠損の金額なんですけれども、先ほど検針員の方が12名で調査をされて、随分いろんな仕事をしていただいているというような認識があるんですけれども、具体的に転出先不明で処理されているのは、事業年報の109ページで、平成23年度は442件あるんですね。これはどういう形で転出先不明ということで処理されているんでしょうか。見ますと平成19年度の450件から、371件、466件、452件と推移していますが、住民基本台帳の扱いでは、そんなに無いんだそうです。どういう把握の仕方をされているのか。この転出先不明についてどういう追求をされているのか、具体的に教えていただきたいと思えます。

それから入札については、やはり総務部とよく連携されて、それから大阪広域水道企業団では電子入札をされています。そのことが是か否かというのは議論があるというふうには私は思えますし、地元

業者育成、これも大事な話です。しかしそういう競争に耐えていかなければ、いつまでも役所の仕事だけで業者はやっていけるわけではないわけですから。いろんな業者との競争の中で生き残っていただく、そのためにできる行政としての手だてはいろいろあると思うんですけども、そういう競争に勝ち抜く力をつけていただくという意味で、いつまでもこういう指名競争入札であるとか、一般競争というふうに言いながら、実際には仕事の中身が全部わかっているわけですから、業者の中身もわかっているわけですから、だからこういう落札率になるのかなというように私は思うんです。したがって、今後入札制度についても、調整をして勉強していただいて、あるべき姿を追求していただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

○野原修委員長 答弁を求めます。

豊田参事。

○豊田水道部参事 私のほうからはメーターの入札価格は幾らであったかということの答弁を申し上げます。手元に資料がないもので、一番最新の内容で、平成24年度させていただいた分で、13ミリで1個800円、20ミリで899円でした。またいろんな口径があるんですけども、手元に資料がございませんので、覚えている範囲で答弁させていただきます。これにつきましては大体これぐらいの金額で推移しているかと思うんですけども、発注時期であるとか、発注個数であるとか、ということで入札にかけさせていただいておりますので、多少の増減がございます。年度年度で。その辺についてはご理解願いたいと思えます。あと、指名競争入札でなければいけないのかという御質問なんですけれども、私どももいろいろ業者を

探しているところなんですけれども、やはりメーターの取扱い業者が少ないため、今現在7社で競争させているということでございます。

○野原修委員長 渡辺次長。

○渡辺水道部次長 まず太中浄水場の3号井戸の件でございます。口径ということで、増強工事の口径400ミリ、これは外のケーシングの口径になってございます。水を揚げる管径としては150ミリの管径となっております。

それと、企業団水の承認水量と太中浄水場の自己水との関係ということでございます。確かにやはり節水の加減から、かなり水道の給水量、これが減ってきているのは確かでございます。そんな状況の中で、やはり自己水として、太中浄水場での井戸の水、これを基本に考えながら企業団からの承認水量を下げてもらうという交渉をしながら、供給しておるというような状況でございます。企業団につきましても大阪府下、それぞれの府域の中で供給することで経営され、水量を確保していかなければいけないというような状況もありますのでそのあたり、自己水と承認水量、このあたりを見極めながら、なおかつやはり太中浄水場の水については70パーセント、80パーセントの割合で確保する中で送っていくことに立ちながら、供給しているというような状況ではございます。あと、やはり太中浄水場の水、これをどうしていくんだということになるかと思えます。確かに企業団水だけということも可能でないことはないんですけども、安全安心という形、また災害時の給水の確保というような観点からしまして、やはり自己水でもつとということの重要性というのは十分我々も認識しながら計画のほうを進めていきたいと思っておるんで

すが、そのためにはやはり施設の改築工事、これもしながら今後の自己水の確保、これに努めていきたいという方向で今は考えておるところでございます。

それと確かにメーターの不感水量、小口径で先ほど器差といいますか、計量誤差が4パーセント、大口径で10パーセントと1割の誤差があるようなメーターが使われていてどうなるんですかということでした。将来的に、不感水量として、お金が入ってこない状況で経営が成り立つんですかというような話かと思うんです。おっしゃるとおりでございます、我々も今後、機器の許容範囲という形で規定されてはおりますけれども、現実のそのあたりの誤差を十分確認をする中で、精度の確認をしながら対応に努めていきたいというふうに考えております。

○野原修委員長 末永課長代理。

○末永工務課長代理 二世帯住宅のメーターの口径が20ミリになるか25ミリになるかという件なんです、以前、何栓以内の設備をつけたら何ミリというふうな形態で給水申請をいただいていたのですが、今現在はそれでも二世帯住宅とかもっと大きな世帯とかいろいろございまして、いろいろ問題もございまして、今現在のやり方としましては、例えば二世帯住宅の二階建てで、二階から一番多めの水が出ない計算ということで、二世帯住宅でございましたら25ミリ1本でいくか20ミリを2本入れていただくというのをお願いしてございまして、一階の例えば父母の世代と子供の世代が、同時にお風呂に入られる、同時にトイレにいかれるというような同時計算という形で、同時に使用した場合に2階の水が出ない状態にならないことを防止する計算をさせていただいております、そういう点で建物の大きさにもよりますが、蛇口の

数にもよりますが、その辺で口径を決定させていただいているのが現状でございます。

○野原修委員長 小明課長。

○小明営業課長 それでは不納欠損の中での転出先不明の把握の仕方がどのようになっているかというお問い合わせでございますが、この確認につきましては住民基本台帳を見ての確認として、住民基本台帳の中で登録があったのか、なかったのかという確認の仕方、それと先ほども申し上げましたように、転出時の使用水量である程度わかる物件もでございます。それと次の方から使用開始の連絡をいただいて、そのお申し出いただいた水栓については、前使用者の方が登録されたままになっておるといふような形での無断転出という、そういういろんなケースでの把握の仕方ということになってございます。ただ、閉栓とか使用中止で市外、府外に出られた方につきましては、まず残っている料金につきましては納付書等を送付させていただくんですが、その納付につきまして本当に納期どおり入ったのかどうかというふうなところは、追いかけていないということで、この件数がふえてきているのも事実でございます。今後につきましてはそういうことを防ぐために、早い段階での滞納の整理といいますか、取り組みに向けて考えておるところでございます。

○野原修委員長 山本委員

○山本靖一委員 自己水の考え方でいえば、一番最近多いのは平成20年度で368万6,350立方メートルです。それが平成23年度は321万8,200立方メートル、こういうふうに落ちてきているわけです。承認水量が約700万立方メートル、どうしても400万立方メートルほど自己水を確保しなければ、

承認水量というのは保証できないわけです。企業団から承認水量を超えて水をもらわなくてはならない、そういう相関関係にあるわけで、そうするとはっきりしておかないといけないのは、先ほど6本の井戸でどれだけくめるのか、どれだけくむのか。そのことによって承認水量との相関関係があるわけですから、これどうもはっきりしない、摂津市は毎年350万立方メートルは自己水でやりますと、確固たるものを持っていないければ、いろいろ調整というのはあるかもしれませんが、そういう方針のもとに1年間運営しなければ企業団との交渉なんていうのは、これは危ないもんですわ。もうぎりぎりまで来ていると私は思うんです。そうするとやはり太中浄水場の位置づけをはっきりさせて、きちとした方針を持っていただきたいということをお願いしておきます。

それからメーターの不感水量の構成比が3.2パーセントという点について、どういう物差しで導き出されたのかということをお聞きしたいと思うんです。メーターの不感水量が3.2パーセントというのは根拠があるんですよね。全体から見えていったときに、不明水の中の割り振りで、メーターの不感水量のほうに押し込んでおくと、そういう乱暴なことをやられているのではないのでしょうか。どのメーターが正しくて、どのメーターで感じていないかというのはそれは具体的にわかっているんですか。できないわけですよ。そのメーターだったら大体そういうことと違うか、これだけ不明水があったから、メーターの不感水量の中にこれだけ入れておこうか、違うところにこれだけ入れておこうかと、そういう相関関係でやっておられるんじゃないですか。いまどき10パーセントも狂うようなメー

ターはありませんよ。そう思われるでしょう。メーカーに1回聞いてください。仕様はそうなっているかもしれないけど、そんないい加減なメーターつくってる企業なんて潰れてしまいますよ。そういう算数の世界にしないで、真剣に向き合っていたきたい、これもお願いしておきたいと思います。

それからメーターの仕入れの工夫をもっとやっていただきたいと。大きな問題になった時は全部値が下がったんです。忘れたころにまた同じことが起こる可能性があるわけですから、よく見ておくというようなことが大事だと思います。それもお願いしておきます。

それから不能欠損の問題ですけれども、今おっしゃったけれども、大体1年間で、職権で住民基本台帳から抹消するというのは、50件程度だそうです。やはり442件というのはどんな追跡のされ方をしているのかなと。住民基本台帳の中で1年間で職権で削除するというのは多くても50件程度だと。どこからこの数字が出てくるのかなと。行きづらいところを転出先不明とか、もうひとつ言えば、少ない金額のものを遠いところまで旅費を払って、そういうことをするよりもというような思いの、ケースバイケースであると思うんですけれどもね。そういう基準を持っておられると思うんですね、こういう場合は追っかけていこうと、この場合は効率が悪いというようなことであきらめてはるというような、そんなものが全部包含されているのかなと思ったりするんですけれどもね。少ない人数の中で本当に苦労されているというのはよくわかるんですけれども、しかしやはり公平性からいったときに市としての役割を果たしていくという、本当に苦労しながら支払っている人はたくさんいらっしゃる

います。転出先不明の442件というのは非常に多いと思うので、そういうことを申し上げて質問を終わります。

○野原修委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時23分 休憩)

(午後3時26分 再開)

○野原修委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 討論なしと認め、採決をいたします。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第2号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第5号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

暫時休憩いたします。

(午後3時27分 休憩)

(午後3時28分 再開)

○野原修委員長 再開します。

所管事務調査についてご協議いただきます。

本件につきましては、去る10月1日、2日の視察が台風の接近により実施できませんでした。その後、役員改選により委員の交代がありましたが、視察項目、視察市については変更せずに行うこととしたいと思います。

委員の皆さん、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 それでは、そのように決定します。

以上で本委員会を閉会します。

(午後3時29分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 野原 修

建設常任委員 山本 靖一